

美幌町過疎地域自立促進市町村計画

平成28年度～平成32年度

北海道網走郡美幌町

平成30年6月変更

※下線表示～変更箇所

目 次

1 基本的な事項	
(1) 美幌町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 美幌町の行財政の状況	4
(4) 地域の自立促進の基本方針	9
(5) 計画期間	11
2 産業の振興	
(1) 現況と問題点	12
(2) その対策	15
(3) 計画	17
3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	
(1) 現況と問題点	23
(2) その対策	25
(3) 計画	26
4 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	30
(2) その対策	32
(3) 計画	34
5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	37
(2) その対策	39
(3) 計画	40
6 医療の確保	
(1) 現況と問題点	43
(2) その対策	43
(3) 計画	43
7 教育の振興	
(1) 現況と問題点	45
(2) その対策	49
(3) 計画	50
8 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	53
(2) その対策	53
(3) 計画	54
9 集落の整備	
(1) 現況と問題点	55
(2) その対策	55
(3) 計画	55
10 その他地域の自立促進に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	56
(2) その対策	56
(3) 計画	56

1 基本的な事項

(1) 美幌町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件

本町は、北海道の東部、オホーツク管内のほぼ中央部に位置し、東は大空町と小清水町、西は北見市、南は津別町と釧路管内弟子屈町、北は大空町に隣接し、東西 33.8km、南北 32.9km、総面積は 438.41km²となっています。

地形は、東部に標高 999.6 メートルの藻琴山をはじめ、高い山並みが続いているものの、それ以外は、標高 200 ~300 メートルの台地が西北に向かって傾斜し、町の中央部を北流する河川の両岸には、帯状の沃野が展開しています。

地質は、砂岩、泥岩、凝灰岩質砂岩等の三期層、中生層、古生層を基礎にしており、丘陵地においては、屈斜路湖及び阿寒湖を源とする軽石流堆積物で形成され、低地においては、河岸堆積物（砂礫）ないし、泥炭地等に生育したヨシ等の植物遺体集積による泥炭地からなっています。

本町の主な河川としては、釧路川に端を発して本町を貫流し、網走湖を経てオホーツク海に注ぐ網走川と、美幌川を源として北に流れをとり、本町市街地の北東部で網走川と合流する美幌川があげられます。

気象は、オホーツク海沿岸と北見内陸地帯の中間に位置しており、オホーツク海流、海霧、流水の影響を受け、冬の−20℃前後から夏の30℃前後と寒暖の差が大きくなっています。

また、降水量は、年平均700ミリメートルと少なく、日照率の高さでは、全国でも有数の地域となっています。

先人の人々によって、アイヌ語で「ピ・ポロ=水多く大きい所」と名付けられた本町は、明治 20 年に美幌外 5 カ村戸長役場が設置され、各地からの人々による移住が始まり、大正元年には、池田～網走間の鉄道が開通、同 4 年には、2 級村政を施行し、美幌村となりました。さらに、同 8 年には、津別村を分村して、同 12 年に美幌町に昇格し、現在では約 2 万 1 千人の人口規模になっています。

1 万ヘクタールを超える耕地に支えられながら、農業のまちとして栄えてきた本町では、主に、小麦、てん菜、馬鈴しょ、玉ねぎなどが生産されており、これらの農産物を原料として、砂糖、でんぶん、冷凍食品などの食品を加工する企業など、第一次産業と深い関わりを持つ工場があります。

さらに、本町は交通の要衝とされ、道東観光の玄関口、さらに近隣自治体の商業圏と位置づけされております。

イ 過疎の状況

人口は昭和 60 年国勢調査の 26,686 人をピークに、平成 22 年国勢調査では

21,575人と25年間で5,111人減少し、減少率は約19%となっています。人口流出の主な要因としては、国・道の出先機関の統廃合、陸上自衛隊美幌駐屯部隊の縮小、企業の合理化による社会的動態、少子・高齢化の自然的動態などが挙げられますが、最大の要因は、就業の場の不足に伴う若年層の町外流出によるものです。

人口流出に対応すべく工業用地の確保や道路、上下水道のインフラ整備をはじめ、住民ニーズの複雑・多様化に対応するため各種施策を手がけてきましたが、税収の落ち込みや地方交付税の削減など自主財源に乏しい状況の中、限られた予算ではスピード感のある一体的な基盤整備が困難な状況です。また、モータリゼーションの進展により中心市街地における商店街の購買客は、郊外型の大店舗へ流出しており、特に市街地周辺に居住する高齢者などの買い物弱者対策が急務となっています。

今後は、行政や企業の経済力などに依存するのではなく、この町で暮らすすべての人たちが主体的にまちづくりに参画し、みんなが協力して取り組んでいく必要があります。これまで様々な分野で町民参加によるまちづくり活動が行われてきましたが、活動内容や参加者の形骸化もみられることから、町民と行政のパートナーシップを深め、若年層をはじめ幅広い世代がまちづくりに関心を持ち、意識の高揚を図り、活動の輪を広げていくことが求められています。

ウ 社会的経済的発展の方向

本町は全国的な傾向と同様に農林業をはじめとする第一次産業の比率が低下する一方で、第三次産業の比率は増加傾向にあります。平成22年国勢調査における産業別就業人口割合では、第一次産業が15.6%、第二次産業が20.0%、第三次産業が61.8%となっており、昭和40年国勢調査と比べて、第一次産業では16.2%減少したのに対し、第二次産業では0.3%、第三次産業では13.3%増加しています。

女満別空港に隣接し、市街地には国道4本が縦横断しており、JR石北本線、都市間高速バスが停留することから、道東交通の要衝とされていますが、その反面、通過地点となるため、滞在型観光の発展につながらないことが課題になっています。

このため、郊外には各種補助事業を活用した拠点施設の整備を行ってきましたが、中心市街地における交流・集客施設の整備が求められています。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本町の人口は昭和60年国勢調査の26,686人をピークに、平成7年は24,716人、平成17年は22,819人、平成22年は21,575人と徐々に減少し、昭和60年

から平成 22 年までの減少率は約 19% となっており、今後も更に減少傾向が続くと予想されます。

高齢者比率も増加し続けており、昭和 60 年の 9.6% から平成 22 年には 27.6% になり、若年者人口比率は、昭和 60 年の 20.6% から平成 22 年には 12.9% と減少し続けています。

表 1－1(1) 人口の推移（国勢調査）

(単位：人、%)

区分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	26,207	26,133	△0.3	25,916	△0.8	25,853	△0.2	26,534	2.6	26,686	0.6
0歳～14歳	8,576	7,498	△12.6	6,719	△10.4	6,562	△2.3	6,225	△5.1	6,054	△2.7
15歳～64歳	16,628	17,495	5.2	17,851	2.0	17,616	△1.3	18,167	3.1	18,063	△0.6
うち15歳～29歳(a)				7,257		6,525	△10.1	6,086	△6.7	5,495	△9.7
65歳以上(b)	1,003	1,140	13.7	1,346	18.1	1,675	24.4	2,142	27.9	2,555	19.3
若年者比率 (a)/総数			-	28.0	-	25.2	-	22.9	-	20.6	-
高齢者比率 (b)/総数	3.8	4.4	-	5.2	-	6.5	-	8.1	-	9.6	-

区分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実数	増減率								
総数	25,680	△3.8	24,716	△3.8	23,905	△3.3	22,819	△4.5	21,575	△5.5
0歳～14歳	5,135	△15.2	4,279	△16.7	3,606	△15.7	3,031	△15.9	2,720	△10.3
15歳～64歳	17,502	△3.1	16,582	△5.3	15,564	△6.1	14,289	△8.2	12,903	△9.7
うち15歳～29歳(a)	4,962	△9.7	4,452	△10.3	4,090	△8.1	3,452	△15.6	2,787	△19.3
65歳以上(b)	3,043	19.1	3,847	26.4	4,733	23.0	5,498	16.2	5,950	8.2
若年者比率 (a)/総数	19.3	-	18.0	-	17.1	-	15.1	-	12.9	-
高齢者比率 (b)/総数	11.8	-	15.6	-	19.8	-	24.1	-	27.6	-

表 1－1(2) 人口の推移（住民基本台帳）

(単位：人、%)

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	23,905	-	22,819	-	△4.5	21,871	-	△4.2
男	11,790	49.3	11,127	48.8	△5.6	10,616	48.5	△4.6
女	12,115	50.7	11,692	51.2	△3.5	11,255	51.5	△3.7

区分	平成26年3月31日			平成27年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数 (外国人住民除く)	20,794	-	△4.9	20,555	-	△1.2
男 (外国人住民除く)	10,025	48.2	△5.6	9,908	48.2	△1.2
女 (外国人住民除く)	10,769	51.8	△4.3	10,647	51.8	△1.1
参考 男 (外国人住民)	20	48.8	-	20	37.7	0
女 (外国人住民)	21	51.2	-	33	62.3	57.1

イ 産業の推移と動向

産業別の就業人口については、第一次産業が昭和40年には就業人口比率で31.8%でしたが、平成22年には15.6%と大きく減少しています。一方、第二次産業、第三次産業については、それぞれ19.7%から20.0%、48.5%から61.8%と増加しており、産業構造が変化しています。実数比較をすると、第二次産業については昭和40年に2,451人であったのが平成22年には2,107人に減少している状況にあります。

第一次産業については農業の後継者不足によるもので、第二次産業については企業の合理化による人員削減が主な要因と考えられます。

表1－1(3) 産業別人口の動向（国勢調査）

(単位：人、%)

区分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	12,444	12,437	△0.1%	13,180	6.0%	12,735	△3.4%	13,389	5.1%	13,457	0.5%
第一次産業 就業人口比率	41.9%	31.8%	-	26.3%	-	21.2%	-	18.8%	-	19.2%	-
第二次産業 就業人口比率	14.3%	19.7%	-	24.0%	-	24.4%	-	24.3%	-	22.4%	-
第三次産業 就業人口比率	43.8%	48.5%	-	49.7%	-	54.2%	-	56.9%	-	58.4%	-

区分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実数	増減率								
総数	13,202	△1.9%	13,134	△0.5%	12,496	△4.9%	11,520	△7.8%	10,524	△8.6%
第一次産業 就業人口比率	17.9%	-	16.2%	-	14.4%	-	14.6%	-	15.6%	-
第二次産業 就業人口比率	24.4%	-	27.3%	-	26.1%	-	21.4%	-	20.0%	-
第三次産業 就業人口比率	57.6%	-	56.5%	-	59.3%	-	63.5%	-	61.8%	-

※総数には、分類不可能を含むため、各区分の合計が100%にならない場合があります。

(3) 美幌町の行財政の状況

ア 行政の状況

本町は、明治20年に美幌外5カ村戸長役場が設置され、大正4年には2級村政を施行し、美幌村となりました。大正8年には津別村（現津別町）を分村、大正12年に町制を施行し、「美幌町」が誕生しました。

本町の行政機構図は図-1のとおりであり、町長部局が4部、教育委員会、出納審査室、町立病院、議会、選挙管理委員会・監査委員室、農業委員会を設置しています。

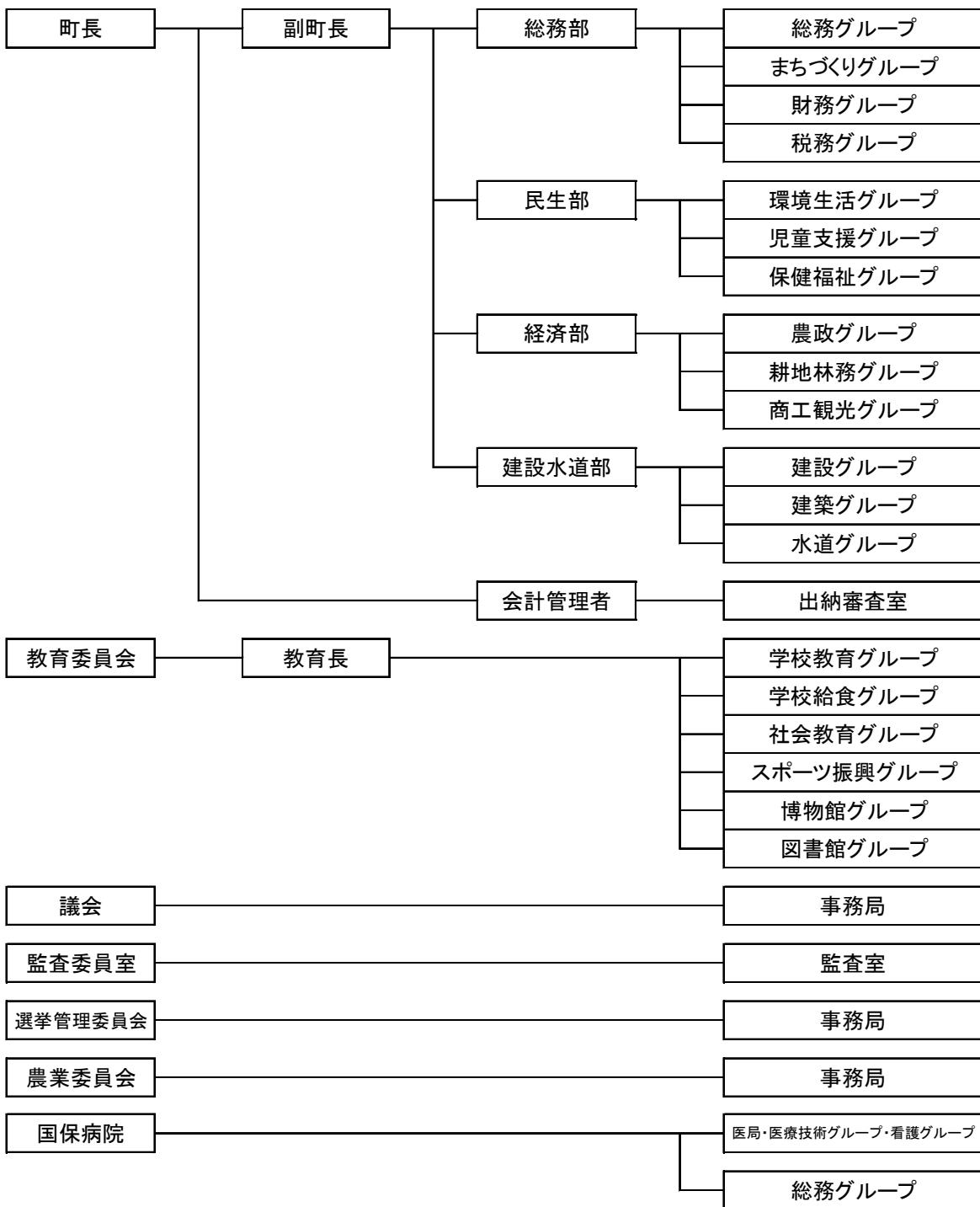
広域行政については、津別町と一部事務組合を設置し、消防、火葬を行っており、農業用水利施設では大空町と、医療・介護・福祉部門や観光事業では津別町、

大空町と共同運営を行っています。

権限移譲による事務事業の増加に対応するため、今後より一層広域的な事務の共同処理を進める必要があります。

平成23年には町民・議会・行政の役割と責務を明確化すべく「美幌町自治基本条例」を制定し、町民主権による自治を推進しています。

図－1 美幌町行政機構図（平成27年4月1日現在）



イ 財政の状況

本町の財政状況は、歳入総額では平成12年度の114億7,446万4千円から平成25年度の104億1,155万3千円と9.3%減少していますが、地方交付税の大額な削減が主な要因となっていることから、今後も更なる減少が予想されます。

地方債については、建設事業の縮小や高利率の町債の借り換えなどから、平成25年度末残高は、97億114万5千円になっており、平成12年度と比べ39.7%減少しています。また、公債費負担比率は、平成12年度と比べ2.0%減少しています。

一方、歳出について、平成25年度の義務的経費は、平成12年度と比較すると0.9%減少しています。

投資的経費についても、平成12年度と比較して49.8%減少しており、財政事情・財政規模に応じて減少しています。

今後も、町税などの徴収率向上や受益者負担の適正化により、自主財源の確保に取り組むとともに、事務事業の見直し、事業の厳選、職員の適正配置などによるコスト削減に取り組むことで効率的な財政運営の構築を進め、限られた財源の中で、最大の効果を挙げられる財政運営に取り組む必要があります。

表1－2(1) 市町村財政の状況

区分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	(単位:千円) 平成25年度
歳入総額 A	11,474,464	10,394,026	11,902,932	10,411,553
一般財源	7,995,720	6,791,083	7,017,324	6,874,545
国庫支出金	483,030	623,647	1,090,477	813,457
道支出金	618,179	552,950	1,696,431	719,855
地方債	1,016,900	928,300	630,100	584,200
うち過疎債	0	0	0	0
その他	1,360,635	1,498,046	1,468,600	1,419,496
歳出総額 B	11,298,830	10,329,236	11,783,123	10,302,071
義務的経費	3,794,659	4,189,723	4,104,399	3,760,365
投資的経費	2,715,362	1,122,273	2,747,626	1,363,979
うち普通建設事業費	2,715,362	1,122,273	2,747,626	1,363,979
その他	4,788,809	5,017,240	4,931,098	5,177,727
過疎対策事業費	0	0	0	0
歳入歳出差引額C(A-B)	175,634	64,790	119,809	109,482
翌年度へ繰り越すべき財源 D	88,823	0	19,647	26,322
実質収支 C-D	86,811	64,790	100,162	83,160
財政力指数	0.31	0.35	0.35	0.34
公債費負担比率	18.5%	24.8%	16.8%	16.5%
実質公債費比率	-	23.3%	16.3%	10.7%
起債制限比率	12.0%	15.4%	14.4%	-
経常収支比率	77.7%	88.4%	80.5%	77.9%
将来負担比率	-	-	36.6%	7.5%
地方債現在高	16,078,994	16,179,118	11,601,033	9,701,145

ウ 施設整備水準等の現況と動向

本町は、昭和40～50年代に人口が急激に増加したことにあわせ、公共施設の整備を積極的に実施してきました。

道路関係では、町道の実延長 486.4km のうち、平成 25 年度末で改良率は 59.7%、舗装率が 53.4% となっています。近年は国道や道道の交通網の整備が進む一方で、町道を短絡ルートとして利用する大型車両の交通量が増加しているため、道路幅員の拡幅を含めた再整備が必要となっています。

学校施設では、小学校 3 校、中学校 2 校で、老朽化が進んでいる状況にあるため、大規模な改修や設備の更新が必要となっています。また、人口の約 9 割が半径約 3 km の市街地中心に集中し、農村地域の人口流出が著しく、地域のコミュニティ活動の中心であった農村地域の小中学校はすべて市街校へ統合されました。

公園については、遊具の老朽化による更新のほか、高齢者の集いの場としての再整備が必要となっています。

農業基盤については、道営畠総事業などにより年次的な整備に努めてきましたが、今後も大規模経営に対応した区画整理をはじめ、気象の変化にも対応すべく暗渠排水の整備などを進める必要があります。

その他、役場庁舎や町民会館をはじめ各施設の老朽化が著しく、耐震基準にも適合していないことから耐震補強又は建て替えの必要に迫られています。

水道については、普及率が平成 25 年度末で 99.8% となっています。漏水の発生や耐震対策などの面から、老朽施設の更新及び計装化事業の実施により適切な維持管理を努めていますが、耐震診断や整備の遅れが課題となっています。

下水道については、全道の市町村に先駆けて事業着手し、水洗化率は平成 25 年度末で 96.3% となっていますが、終末処理場や管路など施設全体の更新時期を迎えていました。

社会福祉施設としては、特別養護老人ホームや老人保健施設などの入所施設のほか、デイサービスセンター、在宅介護支援センターなどの在宅福祉施設も、各地区拠点を中心に整備されつつありますが、高齢社会の到来に対応するため、一層の機能充実を図る必要があります。

児童福祉施設については、保育園、季節・へき地保育所が各地区拠点に整備されているものの、女性の社会進出と労働環境の変化に伴い、時間外保育や 0 歳児保育など、保育所機能の充実が急務となっています。

医療施設については、町立病院である国民健康保険病院を整備しており、地域医療を維持するためにも固定医師の確保が課題となっています。

表1－2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	平成25 年度末
市町村道						
改良率 (%)	-	21.6	38.2	53.2	57.9	59.7
舗装率 (%)	-	13.3	29.1	46.1	51.7	53.4
農道						
延長 (m)	-	-	-	-	-	-
耕地1ha当たり農道延長 (m)	-	-	-	-	-	-
林道						
延長 (m)	6,162	11,092	17,849	27,082	31,018	31,018
林野1ha当たり林道延長 (m)	0.05	0.04	0.06	1.00	1.14	1.14
水道普及率 (%)	78.1	81.7	94.9	94.7	98.1	99.8
水洗化率 (%)	-	-	89.6	94.6	96.4	96.3
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	-	21.3	16.9	11.8	11.6	11.9

(4) 地域の自立促進の基本方針

本町では、これまで5期にわたって総合計画を策定し、まちづくりを進めてきました。この間、増加していく人口に対応するなど公共施設や生活基盤の整備を進め、昭和62年には町政執行100年を迎えました。平成の時代に入ると人口が減少傾向となり、それまでの基盤整備中心のまちづくりから、基盤の活用や人づくりを重視するまちづくりへと変わっていき、平成23年度には、まちの憲法とも言われる「美幌町自治基本条例」を制定し、町民主体のまちづくりを進めるこことを基本としております。

平成26年には「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、止まらない人口減少に歯止めをかけ、地域の活力を高めるべく、地方自治体に更なる取り組みが求められ、本町においても、人口の現状と将来の展望を提示する「美幌町人口ビジョン」と人口減少対策に係る今後5か年の施策の方向性を提示する「美幌版総合戦略」からなる「美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

本年からは、新たなまちづくり計画「第6期美幌町総合計画（平成28～38年）」がスタートします。この計画は、策定における全てのプロセスに町民が主体的に係わるという、町民主体によって策定された計画です。前述の「美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略」も「第6期美幌町総合計画」の方向性を踏まえながら策定されたものです。

「第6期美幌町総合計画」は、5つの基本目標を設定しております。

今「美幌町過疎地域自立促進市町村計画」は、町民主体によって策定された「第6期美幌町総合計画」の基本目標に沿って施策を展開し、方向性を明らかにするとともに、今計画の着実な実行を図ります。

基本目標1 「人を創り、地域力を高めるまちづくり」

- 交通事故や犯罪、自然災害などから町民の命や生活を守るとともに、情報網や公共交通手段の利便性を高め、超高齢社会でも便利で安心して生活できる環境を創ります。
- 若い世代の力や意見を引き出し、自治会力や地域コミュニティの機能を高め、次の世代を担う人や地域を創ります。
- 性別や年代、立場や職業などに関係なく、美幌町に住む人達が集まり、交流することができる機会を大切にし、人の輪を創ります。
- 町民と行政がそれぞれの情報を共有し、知恵を出し合う関係を深め、まちづくりの課題を解決して生き抜く「知恵」と「力」のあるまちを創ります。

基本目標2 「自然の美しさやくらしの安心を、みんなで護りあうまちづくり」

- 恵まれた自然環境を次代に引き継いでいくために、自然を大切にする意識や取り組みをまち全体に広めるとともに、環境負荷に配慮した廃棄物の処理やリサイクルを進め、美幌町の環境を護ります。
- 保健・医療・福祉をはじめ、関係機関の連携をより一層深め、町民の心身の健康づくりを積極的に援護します。
- 子育て家族や高齢者、障がい者など、一人ひとりの立場で異なる不安を取り除き、生活を擁護することで、だれもが安心して暮らせる、人にやさしいまちをつくります。
- 身近な地域での支え合い、町民主体のボランティア活動などを支援し、世代の枠を超えたつながりにより、孤独になりやすい人達の生活をお互いに護りあえるまちをつくります。

基本目標3 「まちの資源や持ち味を、活力に換えていくまちづくり」

- 基幹産業である農林業を活かし、次の10年を見据えながら産業の裾野を拡大し、経済波及効果や雇用の創出につながる取り組みを積極的に進め、企業が伸びるまちをめざします。
- 美幌町内で起業したいという人を支援するとともに、美幌町内で働いている人達が、生き活きと楽しく働くまちをめざします。
- 日常の買い物環境がより楽しく、便利に感じられる、活気あるまちづくりをめざします。

- 美しい自然、新鮮な農産物や食、交通の要衝という恵まれた立地など美幌町の特長を観光振興で積極的に活かし、行ってみたいと思われるまちをめざします。
- まち全体の創意工夫により、地域資源を活かした特産品の開発や地産地消の推進、来訪者の滞在促進などを進め、地域経済の循環を活発にし、まちの活力につなげます。

基本目標4 「住みやすく、人が集まる基盤をつくるまちづくり」

- 交通の利便性やコンパクトシティである強みをさらに高めるため、中長期的な視点を持ちながら、まちなかに人が集まりやすい環境を整え、にぎわいを再生します。
- ユニバーサルデザインを取り入れた環境整備を進め、年齢や障がいにかかわらず、誰もが住みやすく、人が集まる基盤をつくります。
- 老朽化の進んだ施設や設備については、有効に活用することに努める一方、適切に更新や集約を行い、より管理しやすい体制にしていきます。
- 身近なところで自然やうるおいを感じられる空間や景観を増やすほか、子ども達が安心して自由に集まれる環境をつくります。

基本目標5 「夢を育む体験！あたたかい人をつくるまちづくり」

- 子どもの頃から、また、大人になっても、学びや夢を育む体験(チャレンジ)、スポーツ活動、芸術文化活動など豊かな経験を通じて、美幌町を愛する人が育つまちをめざします。
- 「大人が変われば子どもも変わる」という考え方のもと、子どもへの関心をまち全体で高め、子どもの心身の成長を地域で見守り育てます。
- 地域での体験や見学、食育などを通じて美幌町の良さを知る教育を大切にし、学びたくなる学校づくりを進めます。
- 美幌町の自然や歴史、食、産業、施設、豊かな経験を持つ人達などを教育に活かし、子どもからお年寄りまで、楽しく元気に学び活動できる機会を増やします。
- 学びや活動の成果が個々の生きがいや、次代を担うひとを育てる人づくりを目指します。

(5) 計画期間

計画期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とします。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本町の基幹産業は農業であり、その中でも畑作3品の小麦、甜菜、馬鈴薯が中心作物としてその多くを占めています。

農家数の減少や後継者不足などの問題により、農業の中核となる若手農業従事者や農業生産法人の育成・確保、新規農業従事者や経営継承方式による新規就農者などの担い手の確保やパートナー対策が重要であり、パートナー対策として農業体験実習生の受入を始め、農業担い手対策協議会や関係機関・団体と連携を図り、農業青年と女性との出会いの場を積極的に設けることが必要です。女性農業者も重要な担い手として農業経営に参画できるよう、家族経営協定の推進を図るとともに、経営管理や技術習得などの女性農業者を対象とした研修会を開催して、積極的な経営参加を促すことが必要です。

また、有害鳥獣による農作物被害が増加しており、特にエゾシカの食害による農作物被害が深刻になっています。

農業が持続的に発展していくためには、環境に配慮した対策が求められており、堆肥など有機物を活用した土づくりの推進や土壤診断に基づく適量施肥、化学肥料や農薬の使用抑制などクリーン農業への積極的な取組が必要です。

新たな高収益型作物を導入した複合経営や新技術の導入など、これまでにならない高収益型作物への取組が必要です。また、農業経営の改善と所得向上を図るため、地域の特色ある農産物を活かした、生産・加工・販売を一体的に行う農業の6次産業化などの取組が必要です。

畜産経営を行う農業者は減少傾向にあり、輸入畜産物の増加、輸入飼料や燃料、生産資材等の価格の高騰などにより、経営環境はこれまでにもまして厳しい状況にあります。こうした状況に対応していくためには、防疫体制の充実・強化による消費者から信頼される安全・安心な畜産物の生産を推進し、作業の効率化などのコスト低減により経営体质の強化が必要です。今後も、拘束性の高い酪農従事者の労働力の軽減と、休暇・余暇に向けた酪農ヘルパー事業の取組が必要です。

公共牧場については、民間事業者による牧場運営を行っており、引き続き、公共牧場としての有効活用と維持管理に努め、生産者の労働力の軽減や自給飼料活用による生産コストの低減への取り組みが必要です。

生産性の高い農業基盤を確立するには、効率的かつ安定的な優良農地の確保が最大の基本であり、そのためには、環境との調和に配慮しながら、基盤整備や地力増強に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

指標名	現在値		前期(H30)	中期(H34)	後期(H38)
農畜産物販売実績額 (7中5年*)	H20～H26 (7中5年*)	9,747 百万円	9,830 百万円	9,915 百万円	10,000 百万円
新規就農者数 (新規農業従事者含)	H26	3人	3人	4人	5人

*7中5年：7年の内の5か年の平均

イ 林業

林業の担い手不足と高齢化による林業労働者の減少や、木材価格の変動など林業を取り巻く環境は厳しい状況ですが、林家による林業グループの育成や木材業界による協同組合化を行ない、今後とも組織強化や効率化を図る必要があります。

森林の公益的機能の発揮や資源としての価格を高め利活用するために、計画的な森林管理が必要です。また、国際認証であるFSC®森林認証を推進し、今後とも、環境に配慮した木材・木製品の付加価値の向上を図り、消費者に対し環境材としての理解と利用を促進していく必要があります。

加えて近年、木育が注目されており、木とふれあえる環境づくりも必要です。

環境意識の向上により森林づくりに参画する機会が増えてきていることから、木質バイオマスの利用促進を図るとともに、木質エネルギー利用（ボイラー・ストーブ・発電等）の普及を図る必要があります。

指標名	現在値		前期(H30)	中期(H34)	後期(H38)
町内における認証材の出荷量	H26	3,756m ³	6,000m ³	6,000m ³	6,000m ³

ウ 地場産業

本町では、農産物等を用いた地域資源活用型の工業が発展するなど、地域資源の活用がみられますが、「美幌町の特産品」としてのイメージが薄いのが現状です。地域のイメージを高め、地域の経済にも影響を及ぼす地域ブランドへの期待は、本町でも高まっています。品質の高い農畜産物、高い日照率や良質で豊かな水資源など、地域の特性を活かした特産品を開発し、本町全体のイメージアップに繋げる必要があります。また、販路については物産に係る団体、生産者や販売者との連携により、町外、道外に工夫を凝らし取り組んでいます。今後は、それぞれの団体の連携や、美幌観光物産協会を中心とした販路拡大が求められています。

指標名	現在値		前期(H30)	中期(H34)	後期(H38)
新たな特産品などの開発件数	H26	1 件	3 件	5 件	7 件

エ 企業誘致

企業誘致に関しては、経済的及び社会的情勢などにより企業進出数が伸び悩んでいる状況にありますが、今後も災害の少なさ、交通アクセスの利便性など本町の特性を全面的にPRした誘致活動が必要です。

指標名	現在値		前期(H30)	中期(H34)	後期(H38)
町内に進出した企業数 (指定管理者等含む)	H26	0 社	1 社	2 社	3 社

オ 商業

本町の商業は、その交通の利便性の良さから近隣市町村の商業圏となっています。しかし、北見市などへの購買客流出や町内における大型店舗の進出などにより、既存商店の経営環境は厳しい状況です。サービスなどソフト面の向上により地域に密着した店舗として魅力を高めるよう促進していくことが必要です。

販路拡大にかかる支援・強化については、町外イベントに参加する際の負担軽減として助成を行っていますが、イベント開催の情報収集を行い、より多くの新しいイベントへの参加が出来るよう検討しています。

また、町内における消費の拡大を促進するために「スマッピーカード」による“ポイント制”や“プレミアムチャージ事業”を行っていますが、加盟店の増加など利用しやすい環境の整備により、さらなる消費の拡大につなげることが課題となっています。

町内には4つの商店街があり中心市街地を構成していますが、大規模小売店舗の進出や町外への消費流出等により、中心市街地の空洞化が進んでいる状況にあります。

今後は、空き店舗の利用促進による活性化や地元住民に密着したサービスの展開などにより、中心市街地の整備改善と商業の活性化を一体的に進め、魅力ある中心市街地づくりを進めていく必要があります。

研修活動への参加支援や商工会議所による経営相談及び経営指導など、地元企業の育成を図っていますが、今後も、地元企業を支えていくことが必要です。

指標名	現在値		前期(H30)	中期(H34)	後期(H38)
起業家件数	H26	0 件	10 件	15 件	20 件

カ 観光又はレクリエーション

美幌町の観光資源の核となる美幌峠の入込客数は年々減少傾向にありました
が、平成 26 年度は 765,530 人となり、回復の兆しが見えました。

しかしながら、依然として通過型観光からは脱却できおらず、体験型・滞
留型及び滞在型観光の促進や街なかへの誘導などが課題であり、情報化社会に
対応した積極的な情報の発信や本町の魅力を P R することが必要であります。

また、「峠の湯びほろ」や「みどりの村」などの既存施設については、老朽
化が著しい状況にありますので早急に修繕計画を策定する必要があります。さ
らに「峠の湯びほろ」においては、遊休箇所も見られるため、利活用方法も併
せて検討することが必要です。

指標名	現在値		前期(H30)	中期(H34)	後期(H38)
観光入込客数	H26	765,530 人	790,000 人	820,000 人	850,000 人

(2) その対策

ア 農業

① 将来にわたり持続可能な地域農業を発展させ、安定した農業を展開するた
めに、農業農村を支える意欲と能力のある優れた担い手の育成と確保に努め
ます。

② 効率的かつ安定的な農業を展開するには優良農地の確保が最大の基本です。
近年多く発生する局地的な豪雨や長雨、降雹などの異常気象による農業災害
被害の未然防止のための農業生産基盤整備や農業生産物の生産性や収益性を
高めるための、適量施肥や輪作体系の維持、緑肥作物の導入、堆肥の投入に
よる地力増進に向けた取り組みを引き続き進めます。

③ 有害鳥獣による被害の増大は農業者の営農意欲の衰退や農業所得の減少を
招くことから、エゾシカ侵入防止柵の維持管理や、鳥獣被害対策実施隊員に
による駆除を実施し、農作物被害の軽減に努めます。

イ 林業

① 國際認証である FSC®森林認証を活用し、環境に配慮した持続的な森林整
備を推進するとともに、林産業や林家の経営安定や付加価値向上に努めます。
② 森林の多面的機能を有効的に活用して、町民による「森づくりの場・木と
ふれあう場」の充実と木質バイオマスの資源活用に努めます。

ウ 地場産業

- ① 地域資源を活用した特産品開発や販路開拓等を促進し、地域特産品の付加価値向上及び事業活動の活性化を図ります。

エ 企業誘致

- ① 産業の創出と企業の誘致、新規起業者の支援などにより雇用の創出を促進し、地域経済の活性化を図ります。

オ 商業

- ① 産業の創出と企業の誘致、新規起業者の支援などにより雇用の創出を促進し、地域経済の活性化を図ります。 (再掲)
- ② 経営相談及び経営指導の強化などにより、地元企業の育成を図ります。
- ③ 商店の経営基盤の強化やサービス向上など、町民の生活を支える商業の振興を促進します。
- ④ 平成 16 年に策定した「中心市街地活性化基本計画」についての検証及び事業の再検討を行い、現在までの各取り組みの必要性や緊急性、集客施設の整備などの新たに取り組むべき課題を関係機関・団体等と協議し、中心市街地活性化事業を進めます。
- ⑤ 空き店舗の活用促進の強化を図るとともに、スマッピーカードの利用促進の取り組みを継続し、中心市街地の活性化を図ります。
- ⑥ 地元企業の育成と第 1 次産業などの他産業との連携により、経営の安定化を図ります。

カ 観光

- ① 観光資源の維持・開発・向上に努め、持続可能な体験型・滞留型及び滞在型観光を推進します。
- ② 農業や商業など、他分野との連携により裾野の広い観光を開拓し、地元産業の活性化を図ります。
- ③ 美幌峠から「みどりの村」までの観光資源を点から線、さらには線から面として展開する観光を推進するとともに、美幌峠に集中している観光客の「街なか」への誘導を促進し、地域経済の活性化を図ります。
- ④ 「道の駅」などの、集客及び情報発信等を目的とした新規施設の建設について検討を行い、交流人口の増加や賑わいの創出を図ります。
- ⑤ 老朽化が著しい「峠の湯びほろ」については、修繕計画を策定し計画的な修繕を実施することにより施設の長寿命化に努めるとともに、指定管理者と連携を密にしながら、遊休箇所の有効利活用に努めます。また、「みどりの村」は、施設の修繕計画を含め今後のあり方についての検討を行います。

⑥ 地域の関係者が協働・連携したネットワークシステムの構築を図るとともに、地域において観光振興の核となる人材の育成を促進します。

(3) 計画 次のとおり

事業計画（平成28年度～平成32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1産業の振興	(1)基盤整備 農業	畠地帯総合土地改良事業美幌田中地区 農業生産性の向上及び経営の安定化を図るため、田中・日並・報徳・瑞治地区の農地の基盤整備を行う。 暗渠排水 A=56.3ha 区画整理 A=3.5ha 土壤改良 A=11.5ha	道	
		畠地帯総合土地改良事業美幌豊栄地区 農業生産性の向上及び経営の安定化を図るため、豊幌・登栄・美富・野崎・駒生地区の農地の基盤整備を行う。 暗渠排水 A=124.9ha 区画整理 A=159.5ha 土壤改良 A=15.4ha		
		畠地帯総合土地改良事業美幌昭美地区 農業生産性の向上及び経営の安定化を図るため、昭野・美和・栄森地区の農地の基盤整備を行う。 暗渠排水 A=62.8ha 区画整理 A=2.7ha 土壤改良 A=136.0ha		
		畠地帯総合土地改良事業稻都福梅地区 農業生産性の向上及び経営の安定化を図るため、古梅・豊富・福住・稻都地区の農地の基盤整備を行う。 暗渠排水 A=86.4ha 区画整理 A=159.1ha 土壤改良 A=32.0ha 農道 A=2,066km		
		畠地帯総合土地改良事業端野下右岸第2地区 農業生産性の向上及び経営の安定化を図るため、北見市端野町と接する高野・豊岡地区の一部の農地の基盤整備を行う。 実施設計 暗渠排水 A=8.6ha 区画整理 A=15.4ha		
		畠地帯総合土地改良事業豊高第2地区 農業生産性の向上及び経営の安定化を図るため、豊岡・高野地区の一部の農地の基盤整備を行う。 計画策定、実施設計 暗渠排水 A=0.3ha 区画整理 A=85.0ha 土壤改良 A=40.0ha		
		草地畜産基盤整備事業		道
		国営造成施設管理体制整備促進事業		町
		国営土地改良事業		国

事業計画（平成28年度～平成32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
①産業の振興	林業	未来につなぐ森づくり推進事業	町	
		町有林造成及び管理推進事業	町	
	(3)経営近代化施設 農業	豊栄地区営農用水整備事業	町	
			町	
	(8)観光又はレクリエーション	圧雪車購入事業	町	
	(9)過疎地域自立促進特別事業	営農用水施設維持管理事業 老朽化している施設の整備及び維持補修を行い、農業振興の促進を図る。	町	
			町	
	てん菜育苗センター助成事業	てん菜育苗作業の労働力軽減を目的として、農協で新設した、てん菜育苗センターに係る育苗土に使用する土を沈砂池から運搬する費用を負担することにより、農業者の高齢化による重労働の軽減化を図る。	町	
			町	
	農業情報提供事業	気象情報配信システムの維持補修を行うことにより、農業の推進を図る。	町	
			町	
	新規就農者等支援事業	農業後継者不足が深刻化しているため、経営継承する農家子弟や新規参入者への就農支援を行い、農業の持続的発展を図る。	町 ・ その他	
			町	
	農作物鳥獣被害対策事業	エゾシカによる農作物被害を防止するために設置したシカ柵の維持補修や、エゾシカの個体数の調整を行い、農作物被害の減少を図る。	町	
			町	
	環境保全型農業直接支援対策事業	環境温暖化防止や生物多様性保全等に取り組む農業者団体等に対して、追加的なコストを支援し、農業分野の有する環境保全機能を発展させる。	町	
			町	
	乳用牛・肉用牛振興推進事業	畜産団体の経費と乳用牛に対する性別別凍結精液の購入代金の一部や繁殖牛の購入代金の一部を補助することにより、畜産経営の安定対策の適切な推進と畜産振興を図る。	町	
			町	
	みどりの村維持管理事業	みどりの村の各施設の老朽化に伴い、年次的に補修を行い、利用者の安全確保及びサービスの向上を図る。	町 ・ 公社	
			町 ・ 公社	

事業計画（平成28年度～平成32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1産業の振興	(9)過疎地域自立促進特別事業	みらい農業センター推進事業 経営能力の優れた新たな農業の担い手を育成するため、新規就農者の受入及び研修を実施し、対象者に対して補助を行う、農業振興の推進を図る。	町	
		美幌峠牧場管理運営事業 国営草地開発事業により整備した美幌峠牧場について、民間企業への賃貸借により運営を行う。	町	
		町産材活用促進事業 美幌町産材森林認証材を積極的に活用し、町内に良質な住環境を整えた住宅を新築又は増改築することにより、森林・林産業の持続的な発展を図るとともに、地域全体の活性化を推進する。	町	
		認証林普及事業 美幌町産認証原木に対し、補助を行うことにより、認証材と非認証材の差別化を図り、認証エリアの拡大を推進する。	町	
		空き店舗活用促進事業 空き店舗を活用して新規起業者支援、チャレンジショップ等を行い、街なかに賑わいや活力を創出し、消費者の利便性向上や快適な環境を形成する。	町	
		商店街活性化事業 空洞化した商店街に消費者を呼び戻す事業に対し補助を行い商店街の活性化を図る。	町	
		ポイントカードシステム活用促進事業 情報化社会に対応できるポイントカードシステムを活用して、消費者へのサービス拡大及び町外への消費流出を抑える。	町 ・ その他	
		起業家支援事業 町内で起業する事業者に対し、起業に必要な経費の一部を補助することにより、新たな雇用を創出するとともに、地域経済の振興を図る。	町	
		店舗リフォーム促進事業 店舗リフォームに要する経費の一部を補助することにより、集客力の強化、経営の安定化、店舗機能の向上を図るとともに、地域経済の活性化を図る。	町	
		交流促進センター施設補修事業 施設の老朽化に伴う補修等を年次的に行い、利用者に安全かつ快適な施設利用を提供するとともに、入浴者の増加及び経営の健全化を図る。	町	

事業計画（平成28年度～平成32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1産業の振興	(9)過疎地域自立促進特別事業	地域特產品販路拡大事業 町产品を使った商品開発や販路拡大を図ることで、観光振興、企業規模拡大を通じた雇用拡大を図る。	町	
		畠地帯総合土地改良事業美幌豊栄地区 農業生産性の向上及び経営の安定化を図るために、豊幌・栄・美富・野崎・駒生地区の農地の基盤整備を行う。 暗渠排水 A=124.9ha 区画整理 A=159.5ha 土壤改良 A=15.4ha	道	
		畠地帯総合土地改良事業美幌田中地区 農業生産性の向上及び経営の安定化を図るために、田中・日並・報徳・瑞治地区の農地の基盤整備を行う。 暗渠排水 A=56.3ha 区画整理 A=3.5ha 土壤改良 A=11.5ha	道	
		畠地帯総合土地改良事業美幌昭美地区 農業生産性の向上及び経営の安定化を図るために、昭野・美和・栄森地区の農地の基盤整備を行う。 暗渠排水 A=62.8ha 区画整理 A=2.7ha 土壤改良 A=136.0ha	道	
		畠地帯総合土地改良事業稻都福梅地区 農業生産性の向上及び経営の安定化を図るために、古梅・豊富・福住・稻都地区の農地の基盤整備を行う。 暗渠排水 A=86.4ha 区画整理 A=159.1ha 土壤改良 A=32.0ha 農道 A=2,066km	道	
		畠地帯総合土地改良事業端野下右岸第2地区 農業生産性の向上及び経営の安定化を図るために、北見市端野町と接する高野・豊岡地区の一部の農地の基盤整備を行う。 実施設計 暗渠排水 A=8.6ha 区画整理 A=15.4ha	道	
		畠地帯総合土地改良事業豊高第2地区 農業生産性の向上及び経営の安定化を図るために、豊岡・高野地区の一部の農地の基盤整備を行う。 計画策定、実施設計 暗渠排水 A=0.3ha 区画整理 A=85.0ha 土壤改良 A=40.0ha	道	

事業計画（平成28年度～平成32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1産業の振興	(9)過疎地域自立促進特別事業	<p>草地畜産基盤整備事業</p> <p>農業生産性の向上及び経営の安定化を図るため、草地整備を行う。</p> <p>計画策定、実施設計、草地整備</p> <p>草地整備 A=200.0ha</p> <p>道路整備 A=5,000m</p> <p>暗渠排水 A=1.0ha</p> <p>防護柵整備 A=7,500m</p>	道	
	多面的機能支払事業	<p>農産物の供給の機能以外の多面的な機能を発揮するため地域で行う共同活動の支援を行う。</p> <p>田 A=54.0ha</p> <p>畑 A=9,400.0ha</p> <p>採草地 A=380.0ha</p>	町	
	基幹水利施設管理事業	<p>国営かんがい排水事業で造成されたかんがい施設の維持管理を適正に実施することにより、農業生産性の向上と農業経営の安定を図る。</p> <p>畠地かんがい施設の維持管理</p>	町	
	エコハウス補修事業	<p>施設の老朽化に伴い、補修等を行う。</p>	町	
	住宅リフォーム促進事業	<p>住宅改修に要する費用の一部を補助することにより、安心な居住環境の整備を促進し、環境負荷の低減及び地域経済の活性化を図る。</p>	町	

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

ア 道路網の整備

美幌町は、国道4本、道道6本が交わる道東の交通の要衝ですが、複雑に交差しており、町外の方などには、公共施設等がわかりにくい道路網となっています。また街路についても、時代的な背景から街路樹のあり方など住民合意の必要性が問われており、道路網について再度検討を図り、整備をすすめることが課題としてあげられます。

既存の国道、道道、町道については、路線整備や維持管理に要する費用が嵩み、住民要望を満たしていない状況であり、予算・財源の確保の問題だけでなく、手法の見直しや優先順位付け、より効果のある整備・維持管理をすすめることが必要です。

一斉除雪は積雪が10cm以上となることが想定される場合を基準とし、市街地区を11の地区に分け、直営にて3地区、業務を依頼している7業者8地区で行っています。また、平行して、郊外地区を5地区、市街地区歩道を8ブロックに分けて、同時に除雪作業を行っています。除雪延長は町道で市街地区が113km、郊外地区が266km、合計で379kmとなっています。

平成26年度に実施したまちづくりアンケート調査の結果において、「除雪の充実」は満足度が低く、重要度が高い結果となっています。これは、爆弾低気圧による大雪への対応や、除雪後の置き雪が一因となっています。また、今後、人口減少・高齢化により、「たすけあいチーム」の担い手不足や間口除雪希望者の増加が見込まれており、その対応が急務とされています。

指標名	現在値		前期(H30)	中期(H34)	後期(H38)
都市計画区域内町道の舗装化率	H26	95.98%	96.1%	96.4%	96.7%
除雪延長距離(歩道含む)	H26	437km	437.5km	438km	438.5km

イ 公共交通

本町における公共交通は、JR石北本線の鉄道をはじめ、北見・網走・津別を繋ぐ路線バスや市内を移動するための循環線（ワンコインバス）、町内農村地区から中心市街地への乗合タクシーや混乗スクールバスなど地域住民の足として利用されていますが、本格運行から数年が経過し、利用者が年々減少しています。

このような状況の中、地域住民の重要な足として、バス路線の円滑運行と維持に努めていますが、市街地と農村部の中間となる郊外エリアにも、公共交通

が利用しやすい仕組みをつくることが求められています。さらに公共交通の利用者を増やすため公共交通の利便性を高め、公共交通の運行を維持・確保していくことが必要です。

女満別空港整備・利用促進協議会の活動として、関西地域誘客や東京（羽田）線利用促進事業（プロモーション）を他の市町村と協力しながら実施しています。さらに、女満別空港国際チャーター便誘致協議会にて、他の市町村と協力しながらさらにプロモーション事業を進めています。

平成23年度以降空港から美幌峠行きバスを期間限定で運行しているものの利用者が少ないので、他の手法も含めて検討が必要です。

平成25年度の北海道に来訪する外国人観光客が過去最高の115万人となったことや、北海道観光の閑散期である12～2月にも多くの外国人が来道していることから、年間を通して道東の魅力を発信し、国際チャーター便の受入を強化していく必要があります。

指標名	現在値		前期(H30)	中期(H34)	後期(H38)
バス利用者数 (市内循環線、美幌高校線、 乗合タクシー)	H26	33,968人	37,000人	37,000人	37,000人

ウ 地域の情報化

光ファイバー網の整備は、民間事業者により進められています。農村地区については、まだ整備されていない地域も多い状況ですが、市街地は、毎年度エリアが拡大されており、今後も継続して順次整備を進めていく必要があります。

電子申請等の活用状況は、イベント等の申し込みに活用するケースが増え、利用件数も増加しています。スマートフォンの普及等により、さらなる活用が見込まれるため、町ホームページのスマートフォン対応及びSNS等を導入し、更なる活用方法についても検討を進める必要があります。

指標名	現在値		前期(H30)	中期(H34)	後期(H38)
オンライン申請・届出件数	H25	12,602件	13,000件	13,500件	14,000件

エ 国際・国内交流

国際交流は、友好姉妹都市ケンブリッジとの交流が主であり、美幌高校とケンブリッジ高校とで交換留学を行い、学校や生徒による相互交流を行っていますが、留学生をホームステイで受け入れるボランティアが少ない状況です。こ

のためホームステイや通訳等のボランティア協力が得られるよう、町民に広く周知や理解を求めることが必要です。

移住、定住対策として、移住を希望する方が町の生活を一定の期間にわたり体験できるよう、5連泊以上の者を対象に「ちょっと暮らし」を展開しています。

体験施設としては、「グリーンビレッジ美幌」及び平成27年度より供用開始となった「移住体験住宅」を活用しています。

また、春から秋頃までは移住体験者がいるものの、冬期間はほとんどいないことから、冬期間の利用者の増加を図ること及び完全移住につなげることが課題となっています。

指標名	現在値		前期(H30)	中期(H34)	後期(H38)
友好姉妹都市との交流機会回数	H26	2回	3回	4回	4回

(2) その対策

ア 道路網の整備

- ① 交通の要衝としての機能性や利便性をより高めるために、一般国道、高規格幹線道路及び道道の整備を国・北海道の動向を的確に把握した上で要請します。国道・道道に接続する幹線町道整備の促進と維持修繕を計画的に行い、安心・安全な車両及び歩行者の通行を確保します。
- ② 景観やまちなみ環境の向上のため、街路樹の維持管理方針や特色のある街路の再構築について検討を行います。
- ③ 交通の円滑化と安全確保のため、道路情報を踏まえた除排雪体制の強化など交通環境の整備を図ります。計画的な除雪車両の充実や機能向上と砂などの滑り止め散布によって安全な冬期交通網の充実に努め、さらには地域住民の理解と協力を得ながら効率的・効果的な除排雪を行い冬期間の安心で安全な生活環境を確保します。
- ④ 国道、道道の除排雪体制についても、計画的かつ速やかな対応を関係機関に要望していきます。

イ 公共交通

- ① 町民、地域からの要望を把握・検討し、関係機関と連携を図りながら効率的な公共交通の運行や利便性の向上を図ることで、利用促進に向けた取組を進め、地域住民の足の確保のため公共交通の確保維持に努めます。

② 観光・ビジネスの観点からも重要な位置づけである航空機（「空の公共交通」）の利便性向上を図るため、女満別空港へのアクセスの充実や航空路線の拡大に努めます。

ウ 地域の情報化

① 光ファイバー網の整備は、民間事業者の協力を得て整備を進めていきます。電子申請システム等による利便性の向上については、新たな活用方法も含め検討します。また、SNS等の導入、活用方法について検討します。

エ 国際・国内交流

① 国際化や地域活性化への対応可能な人材を育成するため、友好姉妹都市ケンブリッジへの留学事業を中心に、将来を担う生徒による交流事業の充実や支援を継続展開していきます。

② 本町の交通アクセスの優位性や災害の少なさなどを活かした積極的なPRを行い、移住・定住及び二地域居住の促進を図るとともに、観光・物産の交流により交流人口の増加を図り、移住定住につなげていきます。

(3) 計画 次のとおり

事業計画（平成28年度～平成32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1)市町村道 道路	交通安全施設整備事業	町	
		町道第15号道路整備事業 道路改良・舗装 L= 830m、W= 4.5m	町	
		町道第30号道路整備事業 実施設計 測量調査 道路改良・舗装 L=1,000m、W= 8.0m	町	
		町道第107号道路整備事業 道路改良・舗装 L=138m、W= 5.5m	町	
		町道第123号道路整備事業 道路改良・舗装 L=400m、W= 5.0m	町	
		町道第262号道路整備事業 実施設計 道路改良・舗装 L=1,400m、W= 6.0m	町	
		町道第322号道路整備事業 道路改良・舗装 L=100m、W= 5.5m	町	
		町道第433号道路整備事業 道路改良・舗装 L=540m、W= 6.0m	町	
		町道第461号道路整備事業 道路改良・舗装 L=140m、W= 5.0m	町	
		町道第599号道路整備事業 道路改良・舗装 L=127m、W= 5.5m	町	
		町道第891・892号道路整備事業 道路改良・舗装 L=170m、W= 3.0m	町	

事業計画（平成28年度～平成32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1)市町村道 道路	町道第2号道路歩道整備事業 歩道整備 L=750m、W=3.0m	町	
		<u>町道第8号道路歩道整備事業</u> <u>歩道改良整備</u> <u>L=365m、W= 3.0m</u>	町	
		町道第9号道路歩道整備事業 歩道整備 L=2,200m、W= 3.5m	町	
		道路台帳事業	町	
		大正橋長寿命化事業 実施設計・橋面防水・路面舗装 L=218.53m,W=7.2m	町	
	(7)自動車等 雪上車	橋梁長寿命化事業	町	
		除雪車両整備事業	町	
		除排雪体制強化事業	町	
	自動車	多目的バス等更新整備事業	町	
	(10)地域間交流	国際交流事業	町	
(11)過疎地域自立 促進特別事業		道路維持管理事業 街路や道路の整備に対する住民ニーズも交通機関の充実と共に、都市計画にあわせた環境や福祉に配慮した道路の整備や管理が求められていることから、維持補修などの管理の充実を図る。	町	
		報徳資機材センター整備事業 火災により焼失した報徳資機材センターの既存施設撤去及び新設。	町	
		農村部除雪協力体制強化事業 農村部の学校登下校路線、集乳路線を確保するため、冬期除雪を行う。	町	
	堤内排水対策事業			
		大雨などによる河川の増水により、住宅等へ水害が及ぼないよう各樋門に排水ポンプを設置し監視体制を整える。	町	
	河川補修事業	樋管管理、河川や排水路の維持管理、河川浚渫を実施することにより、河川の氾濫被害を軽減し、沿線住民が安心して暮らせる環境づくりを図る。	町	

事業計画（平成28年度～平成32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(11)過疎地域自立促進特別事業	公園整備事業 各施設の改修、修繕、遊具の点検等を行い、施設の安全を図り魅力的な公園づくりを行う。	町	
	町道第9号道路補修事業 オーバーレイ $L=1,350\text{m}, W= 6.0\text{m}$		町	
	町道第14号道路補修事業 道路舗装 $L=175\text{m}, W= 5.5\text{m}$		町	
	町道第15号道路補修事業 オーバーレイ $L=270\text{m}, W= 4.5\text{m}$		町	
	町道第19号道路補修事業 オーバーレイ $L=850\text{m}, W= 5.5\text{m}$		町	
	町道第24号道路補修事業 オーバーレイ $L=3,030\text{m}, W= 5.5\text{m}$		町	
	町道第30号道路補修事業 オーバーレイ $L=750\text{m}, W= 6.0\text{m}$ 道路排水補修 $L=415\text{m}$		町	
	町道第31号道路補修事業 オーバーレイ $L=5,050\text{m}, W= 5.5\text{m}$		町	
	町道第104号道路補修事業 オーバーレイ $L=650\text{m}, W= 5.5\text{m}$		町	
	町道第107号道路補修事業 オーバーレイ $L=730\text{m}, W= 5.0\text{m}$		町	
	道路照明・標識補修事業 道路ストック点検、補修		町	
	くらし安全活動推進事業 くらし安全まちづくり条例に基づく町民の防犯意識啓発及び暴力団追放活動の推進を図る。		町	
	まちづくり活動奨励事業 町民が主体となって組織する団体等自主的に取り組む活動に対して補助し、地域コミュニティの活性化を図る。		町	

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上水道

美幌町の水源は東藻琴山の麓に位置し、日並牧場内を経由して水源の管理をしているところですが、無人であることから危機管理対策として部外者の侵入を監視するシステムが必要です。

水道事業は水道料金による独立採算方式で運営されており、給水人口の減少に伴い給水収益が少なくなる中、水道施設の老朽化に伴う更新事業需要が増大しております。また、重要なライフラインとして地震等災害時において必要最低限の水の供給が可能となるよう施設の耐震化や重要給水施設への給水を確保する必要があります。

指標名	現在値		前期(H30)	中期(H34)	後期(H38)
水道有収率	H26末	92.2%	93%	93%	93%

イ 下水道

下水道事業は、町の発展に伴う生活水準の向上等による公共用水域の汚濁の解決策として、昭和48年6月に事業に着手し、昭和56年10月には下水終末処理場の一部が運転を開始しました。平成26年度末には、予定処理区域827.1haに対し、整備区域は689.5ha、人口普及率で91.0%となり、事業は順調に進捗しています。このため、下水道ストックも増大しており、全国的な傾向と同様に、維持管理・改築への投資の増大、人口減少による使用料収入の減少も相まって、下水道経営に大きな影響を与えることが懸念されます。

個別排水処理事業は、平成9年度より下水道計画区域外を対象として、水洗化のため計画的に導入が進められています。

指標名	現在値		前期(H30)	中期(H34)	後期(H38)
生活排水施設の普及率 (下水道、個別排水処理施設)	H26	97.2%	97.4%	97.5%	97.6%

ウ ごみ処理

ごみの収集は、一般ごみ、その他プラごみ、資源ごみ、粗大ごみと区分され、粗大ごみは申込みがあった人に、それ以外は指定の収集日に自宅前に置いておくことで収集が行われる「戸別収集方式」となっております。若干、分別マナーが守られない状況が見受けられるものの、従前のステーション方式と比べると、概ね、分別ルールに基づいた収集が実施されています。

また、平成27年度からは、有害ごみ、古衣料、小型家電の戸別収集がスタートしました。

廃棄物処理場は、平成27年度に第Ⅱ期が終了、第Ⅲ期へと移行していく予定です。

廃棄物処理施設の各種機械等は経過と共に、機器の修繕及び更新が必要となっています。

指標名	現在値		前期(H30)	中期(H34)	後期(H38)
廃棄物処理場埋立ごみ量	H26	7,011トン	6,460トン	6,299トン	6,137トン

エ 火葬場、墓地、公園、緑地

墓地、墓園のうち、柏ヶ丘霊園、びほろ霊園、市街共同墓地は残区画数が少なくなっているものの、町外転出等により年間数件の返還があり、残区画数は横ばいとなっています。特に柏ヶ丘霊園、市街共同墓地では、市街地から近いことなどから、返還区画を希望される方もいます。

火葬場施設（望岳苑斎場）は、美幌・津別広域事務組合の施設で、平成6年11月に建築されてから20年が経過し、近年火葬件数も増加傾向にあることから、故障を未然に防止するためにも、劣化が進行する火葬炉内の耐火物及び耐火ベッド・付帯設備の修繕を計画的に進めが必要です。

町内の都市計画決定公園は、全部で23箇所あり、「街区公園」（小規模で身近に設置）、「近隣公園」（大きな面積で数自治会に一つ程度）、「運動公園」（柏が丘公園）「緑地」（網走川河畔公園など）が設置されており、本町の一人当たりの公園面積は、全道平均をはるかに上回っております。供用開始から年数が経過し、施設・遊具の老朽化に対する方策や安全対策された遊具の更新及び近年の住民ニーズにあう公園の再整備が課題となっています。

指標名	現在値		前期(H30)	中期(H34)	後期(H38)
都市公園面積	H26	93.45ha	94ha	94ha	94ha

オ 消防・救急体制

消防については、近年、災害の大規模化・多様化に加え、地域の少子高齢化の進展に伴う救急ニーズの高まりなど、消防を取り巻く環境は大きく変化しており、この状況に迅速かつ的確に対応していくことが必要です。

消防資機材整備の充実に努め、総合的な消防力の向上を図る必要があります。

また、消防団員数は現在条例定数を下回っている状況にあり、地域防災の中核を担う消防団として、更なる体制の充実が求められています。

救急活動については、毎年増加の傾向にあります。高規格救急車の更新整備など必要な資機材の充実を図るとともに、町民に対し応急手当の知識と技術の普及が求められています。

築 40 年を経過した消防庁舎は耐震診断の結果、耐震性能が不足していると診断されたため大地震の場合、災害対応対策の拠点施設としての機能が十分に発揮されないことが懸念されることから耐震化への検討が必要です。

指標名	現在値		前期(H30)	中期(H34)	後期(H38)
住宅用火災警報器設置率	H26	81.57%	85%	90%	95%

カ 公営住宅

町内には、町営住宅で 8 団地・69 棟・736 戸、借上公住で 8 団地・8 棟・59 戸の計 16 団地・77 棟・795 戸があり、その他に 2 団地・5 棟・84 戸の道営住宅の管理委託を受けております。町営住宅の建築年別では、昭和 50 年度～昭和 59 年度で 44 棟/272 戸(美英・美園・仲町・三橋)、昭和 60 年度～昭和 62 年度で 9 棟/168 戸(三橋・南)、平成元年度～平成 8 年度で 10 棟/194 戸(南・美富)、平成 16 年度～平成 21 年度で 6 棟 102 戸(旭)となっており、特に昭和に建設された住棟につきましては、屋根・給排水衛生設備等の経年劣化により修繕が必要となっており、住棟毎あるいは戸別毎に対応しているのが現状であります。

また公営住宅については、入居者の世帯構成の変化に応じた適正な間取りの住宅への転居は難しく、調整が図られていない状況にあります。

平成 24 年度～平成 26 年度には 4 団地・21 棟・420 戸を対象に、灯油集中供給設備設置工事を実施し、あわせて平成 26 年度からは、既存団地の駐車スペースの不陸・排水・駐車区画の拡幅整備等を実施し、入居者の利便性の向上を目的として実施しております。

指標名	現在値		前期(H30)	中期(H34)	後期(H38)
公営住宅の長寿命化率	H27	18.8% 420 戸(480 戸)	23.6%	32.2%	38.4%

(2) その対策

ア 上水道

- ① 水質検査計画に基づく定期検査で合格した安全な水を供給するとともに、事務・事業の効率化により経費縮減に努め、給水収益の安定確保により経営基盤強化を図っていきます。

- ② 将来的に安定給水を確保するため老朽施設の耐震化や水道管路の更新を、財政状況を考慮しながら計画的に進めていきます。

イ 下水道

- ① 家庭や事業所の汚水を適切に排除して快適な生活環境を確保するとともに、河川等の水質保全に努めています。下水道整備区域外においては、合併処理浄化槽の設置促進により生活環境の改善と公衆衛生の向上を図り、生活排水による水質汚濁を防止します。さらに水洗化の促進や施設管理・運営の効率化を図り、健全な下水道経営を進め安定した処理体制の充実と生活排水やし尿の適切な処理に努め、効率的な維持管理を進めていきます。また、浸水被害を防止し、快適で安全な環境づくりを図るため、雨水排水施設の整備を進めています。
- ② 下水道経営は、下水道の管理に要する費用を下水道使用料と一般会計から繰入金で賄うこととされており、持続的に安定した下水道サービスを提供していくために、経営の現状把握を行うとともに、将来の見通しを明らかにし、経営基盤の強化へ取り組んでいきます。

ウ ごみ処理

- ① 町民、行政、企業などが一体となって、相互の役割と協力のもと、今まで以上にごみ分別の徹底とマナーの向上を図り、ごみ分別、ごみ減量化及びリサイクルの推進を目指します。

エ 火葬場、墓地、公園、緑地

- ① 宗派、祭祀、儀礼にこだわりのない共同墓地及び霊園、特に市街地の二霊園及び一共同墓地は、利用希望者等の期待に応えられるように区画数を見据えながら、墓園の整備と維持に努めます。
- ② 円滑な業務運営のため、火葬炉を中心とした設備の維持管理の徹底及び施設使用者の利便性を図り住民サービスの向上に努めます。
- ③ 住民ニーズにあう公園・緑地等の再配置整備の検討や老朽化した公園施設等の更新・修繕など適切な維持管理に努め、住民憩いの場として、多くの人々が集い楽しめる空間づくりを進めます。

オ 消防・救急体制

- ① 町民一人ひとりの防火意識を高めるため、各年齢層に合わせた研修会の開催や防火の指導に努め、町内からの焼死事故の絶無を目指します。
- ② 大規模自然災害や複雑・多様化する災害に対するための消防施設・設備及び装備の充実とともに、即応体制の強化を図ります。

- ③ 消防団への加入促進を図るとともに、常備消防との連携強化による実践的な防災体制を構築します。
- ④ 高規格救急車の整備や救命処置に伴う装備の充実を図り救急体制の強化に努めるほか、各種団体へ救命講習等の普及に取り組み、応急処置の正しい知識と技術の習得による救命率の向上を目指します。

カ 公営住宅

- ① 公営住宅は、住宅セーフティネットとして重要な役割を担っていることから、良好な住宅ストックの確保と有効活用を図ることとし、あわせて長寿命化を図りライフサイクルコストの縮減に努めます。

(3) 計画 次のとおり

事業計画（平成28年度～平成32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3生活環境の整備	(1)水道施設 上水道	水道施設整備事業	町	
		量水器収納筐設置事業	町	
		水道管路整備事業	町	
	(2)下水道処理施設 公共下水道	下水道施設改築更新事業	町	
		下水管渠整備事業	町	
		個別排水処理施設整備事業	町	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	ごみ処分場施設整備事業	町	
		浸出液処理施設整備事業	町	
		リサイクルセンター施設整備事業	町	
	(5)消防施設	消防庁舎耐震工事事業	町	
		通信司令施設保守管理事業	町	
		消防ポンプ自動車等整備事業	町	
		救急車両・資機材更新整備事業	町	
	(7)過疎地域自立促進特別事業	ごみ処理場施設管理事業 ごみ処分場の施設、機器等の補修を計画的に行う。	町	
		浸出液処理施設管理事業 浸出液処理施設の施設、機器等の補修を計画的に行う。	町	
リサイクルセンター施設管理事業 リサイクルセンターの施設、機器等の補修を計画的に行う。		町		

事業計画（平成28年度～平成32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3生活環境の整備	(7)過疎地域自立促進特別事業	花樹育苗センター管理運営事業 町民が花や木を育て生活環境を美しくするとともに、花を育てることによって生まれる優しい気持ちや、花を介して広がる地域コミュニティを推進し、花のまちづくりを目的とする。	町	
		ごみ分別収集事業 各家庭から排出されるごみの収集の実施及びリサイクルを推進し、ごみの減量化や資源の再利用を図る。	町	
		終末処理場維持管理事業 処理場の点検等の維持管理や修繕を適切に行うことで、処理水質を確保しての河川等公共水域への放流、汚泥の適切な処理ができる。	町	
		用途地域変更事業 都市公園の緑化の在り方、網走川河畔公園、なかもち緑道公園等の緑地、都市計画区域内の緑地に関する「緑の基本計画」を策定し、公園・緑地の在り方を再考する。	町	
		公営住宅補修事業 既存公営住宅の補修を実施する。	町	
		消防職員安全装備品整備事業 災害時の消防隊進入困難箇所での初動活動、情報収集、搜索・救助活動の機動力をアップし、人命救助をスムーズに行うため整備を図る。	町	
		消防団員装備品整備事業 消防団員の安全装備品の整備を図る。	町	
		火葬場施設整備事業 火葬場の円滑な業務運営を目的として、使用頻度が高く損傷が著しい火葬炉耐火物及び付属設備棟の修繕、整備を図る。	町	
		通信指令施設保守管理事業 経年による機能劣化が想定されるため、施設の一括保守及び構成機器の更新整備を行い、安定した指令業務の推進を図る。	町	
		(8)その他 公園維持管理事業 墓地靈園改修等整備事業	町	

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 高齢者福祉

全国的に総人口が減少を続ける一方で、高齢化は世界に例を見ないスピードで進み、いわゆる団塊の世代が 65 歳に到達する平成 27 年には高齢者人口が大幅に増加し、さらに団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年には国民の約 3 割が高齢者になると予想されています。

本町においても高齢化は年々上昇を続け、65 歳以上の高齢化人口について平成 27 年 3 月末で 6,542 人と 10 年前の平成 17 年度と比べても約 1,000 人増加しています。

今後も年々増加が見込まれ、そのピークは平成 32 年度の約 7,000 人と、町民の約 3 人に 1 人が高齢者となるものと予想されており、超高齢社会におけるさまざまな問題に対して、的確に対応していく必要があります。

指標名	現在値		前期(H30)	中期(H34)	後期(H38)
認知症サポーター養成講座の受講者数	H26	1,763 人	2,000 人	2,320 人	2,640 人

イ 保健予防対策

町民の平均寿命は、生活習慣の改善や医学の進歩などを背景に、年々伸びている一方で、急速に進む高齢化、生活習慣病の増加や、要介護高齢者の増加などが大きな課題となっています。

美幌町では、町民が健康で心豊かに生活することができ、活力ある社会であるために「美幌町健康増進計画」を策定し、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージにおける健康課題をとらえ、課題毎の目標を定めて個人や家族、地域、職場、行政など様々な機関等が連携協力を図りながら環境整備や健康づくりに取り組んでいます。

また、健康づくりを効果的、継続的に推進するために、食生活、喫煙対策、歯と口腔、こころの健康を重点課題とし、取り組むべき具体的な目標を設定し、健康づくりの推進を図っています。

誰もが健康で生き生きとした生活を送るために、生活習慣病等の疾病予防や早期発見など、健康づくりの推進により、町民一人ひとりの生活の質を高め、健康寿命を延ばすことが重要です。

指標名	現在値		前期(H30)	中期(H34)	後期(H38)
健康教育実施回数 (概ね 64 歳以下対象)	H26	32 回	35 回	35 回	35 回

ウ 子育て支援

「美幌町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育てに関する総合的な取組を進めています。子育て支援に関する情報提供を行うこと、また、児童虐待などを乳幼児検診などの機会を通じ未然に防ぐことが必要です。

保育園（所）は、通年開設の保育園2カ所のほか、季節・べき地保育所4カ所、民間保育所1カ所があり、保護者のニーズに応じて保育サービスの充実に努めています。少子化によって子どもの数が減少している中、今後のあり方を検討する必要があります。

学童保育所は町内に3カ所のほか、コミュニティセンターに児童センターを設置し放課後児童対策を実施しています。学童保育所の対象学年が法改正により拡大されたため、その対応が必要です。

妊娠婦及び乳幼児の健康診査、健康相談、健康教育を実施し、異常の早期発見、早期治療を図るとともに育児に関する指導、相談を行い、子どもたちの健やかな育ちを支援することが必要です。

指標名	現在値		前期(H30)	中期(H34)	後期(H38)
子育て支援センター利用者数	H26	10,834人	9,435人	8,715人	8,041人

エ 障害者福祉

平成18年4月から障害者自立支援法が施行となり、身体、知的、精神障がいの種別にかかわらずサービスを利用するための仕組みが一元化され、更に平成25年度から障害者総合支援法が施行されるなど、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しております。

このような状況の中、障がいのある人が地域で自立した生活をおくるために、地域が障がいのある人に対する正しい理解を深めることや就労の場の確保、生活環境の整備、障がいのある人や家族及び介護者等への支援体制の確立が求められております。

本町では今回、現状や課題等の検討を行い現行の計画を見直し、「第4期美幌町障がい者福祉計画」を策定し、障がいのある人の積極的な社会参加や住み慣れた地域の中での自立を促進するとともに、町民、ボランティア、関係機関・団体、民間企業等と連携を図りながら、誰もが安心して活き活きと暮らせるまちづくりを進めてきました。

障がい者は、年齢や障がいの程度、生活状況などが様々ですが、住み慣れた地域で安心して、活き活きと自立した生活をおくるために地域社会全体で障がい者を理解し、支えていくことが必要です。

町内には子ども発達支援センターがあり、心身に障がいを有する子どもやことばの発達の遅れた未就学児童の日常生活における基本動作の訓練と家族への必要な指導・助言を行っています。近年、通所児童が増えており、指導員を増員して対応しています。

指標名	現在値		前期(H30)	中期(H34)	後期(H38)
障害福祉サービス等利用者数	H26	366 人	354 人	342 人	330 人
地域生活支援事業の利用者数	H26	128 人	124 人	120 人	115 人

(2) その対策

ア 高齢者福祉

- ① 高齢者施策の推進にあたっては、公的サービスや地域における支え合い等の支援が将来にわたって切れ目なく適切に行きわたる仕組みづくりが必要であり、高齢者が住み慣れた地域で健やかに、安心して生活できる町の実現のため総合的な施策を推進します。また、高齢者の中でも多数を占める比較的元気な高齢者ができる限り健康を保持し、社会との関わりを持ち続けることができるよう介護予防事業の充実と推進を目指します。
- ② 今後団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年を見据え、要介護者が増加する中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて構築し、介護保険制度を含めた高齢者保健福祉施策の総合的な推進と円滑な実施を目指します。
- ③ 高齢者がいきいきと老後を楽しみ、社会参加や生きがい活動を行うことができるよう、高齢者学級（明和大学）等の事業を推進します。

イ 保健予防対策

- ① 毎日を楽しく健康に暮らすことは、町民全ての願いです。町民が共に支え合いながら、子どもから高齢者まで、心身共に健やかで希望や生きがいを持ち、それぞれが望む「健康」を得ることができるよう健康づくりを推進します。
- ② 保健福祉の総合相談と健康づくりの実践機能を統合した保健福祉、地域活動の中核施設であり、「健康づくり」「高齢者福祉」「障がい福祉」「児童福祉」「社会福祉」「地域福祉」の 6 つの機能を備える保健福祉総合センターを拠点として、乳幼児から高齢者まで町民全ての健康管理と健康増進、福祉向上を推進します。

③ 全ての町民が心豊かに生活できる健康づくりのための食育を推進します。

ウ 子育て支援

- ① 仕事と子育ての両立ができ、安心して子どもを預けられるよう保育園(所)における保育サービスの充実や保護者の負担軽減を図ります。
- ② 子育て支援センターにおける相談体制の充実を図り、子育て情報の提供や子育てに関する相談・指導、託児ボランティアの養成に努めます。
- ③ 児童虐待防止のため、虐待の背景にある家族を取り巻く様々な問題を通じて、関係機関と連携を図り、虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- ④ 放課後児童対策として、子どもが安全に過ごすことの出来る場の充実に取り組みます。
- ⑤ 妊娠、出産、育児期における母子保健対策の充実を図り、全ての子どもの健やかな成長を育む切れ目のない支援を推進します。

エ 障害者福祉

- ① 障害者総合支援法の理念を踏まえつつ、「障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」、「障害種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等」、「入所等から地域生活への移行、地域生活継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」を基本方針として「誰もが安心して、活き活きと暮らせるまち」の実現に向け、着実に事業を推進していきます。

(3) 計画 次のとおり

事業計画（平成28年度～平成32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4高齢者等の 保健及び福祉 の向上及び増 進	(4)認定こども園	認定こども園改築補助事業	町	
	(7)市町村保健セ ンター及び母子保健セ ンター	保健福祉総合センター整備事業	町	
	(8)過疎地域自立促 進特別事業	緊急通報電話機等設置事業 電話回線を通じ、緊急通報装置を設置し、高齢者世帯や重 度心身障害者の家庭内の事故を未然に防ぐとともに、孤独 感や不安の解消を図る。	町	
		緑の苑移転改築補助事業 移転改築した特別養護老人ホーム「緑の苑」の整備に要し た費用の補助を行い福祉の増進を図る。	町	
		緑の苑ユニット型個室利用者に対する激変緩和補助事業 移転改築前に多床室を利用していた者が、移転改築後に 個室に入居することになった利用者に対して、居住費上昇に による急激な負担の増加を緩和するため補助を行い、利用者 の生活の安定を図る。	町	
		緑の苑多床室運営費補助事業 移転改築に伴い、低所得で特に生計が困難である者のた め併設した多床室に対する運営費の一部を補助することに より、利用者への安定的なサービスの提供を図る。	町	
		福祉ハイヤー利用助成事業 身体に障がいのある者等のハイヤーを利用する場合の費 用の一部を助成することによる、生活圏の拡大と福祉の増 進を図る。	町	
		通院等交通費助成事業 障がい者、難病・特定疾患者に対し、在宅福祉サービス及 び通院交通費助成を行うことによって、障がい者等の負担軽 減と効果的な療養及び訓練を促し、障がい者等の福祉の増 進を図る。	町	
		重度心身障害者医療費助成事業 重度心身障害者に対し、医療費の一部を助成することによ り、保健の向上に資するとともに福祉の増進を図る。	道	
		ひとり親家庭等医療費助成事業 ひとり親に対し、医療費の一部を助成することにより、保健 の向上に資するとともに福祉の増進を図る。	道	
		乳幼児医療費助成事業 乳幼児に対し、医療費の一部を助成することにより、保健 の向上に資するとともに福祉の増進を図る。	道	

事業計画（平成28年度～平成32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4高齢者等の 保健及び福祉 の向上及び増 進	(8)過疎地域自立促 進特別事業	保健福祉総合センター維持管理事業 施設の設備等の整備、維持補修等を行い、福祉の充実を図る。	町	
		児童福祉施設維持管理事業 施設の設備等の整備、維持補修等を行い、児童福祉の充実を図る。	町	
		民間保育所利用助成事業 NPO法人が運営する認可外保育所を利用した児童の保護者へ保育料の補助を実施する。対象は保育に欠けていると認められた3歳未満の児童。	町	
		高齢者福祉施設運営事業 在宅で生活する要介護状態になる恐れのある高齢者に対し、交流の場を提供し、レクリエーション等を通じて要介護状態になることの予防を図る。	町	
		障がい者福祉施設運営事業 施設の整備及び維持補修を行うことにより、障がい者等の福祉の向上を図る。	町	

6 医療の確保

(1) 現況と問題点

ア 地域医療体制

現在の町立国保病院は、平成12年に改築し医師8名、6診療科（内科・外科・小児科・産婦人科・整形外科・眼科）体制によりスタートし、経営改善により患者数が増加したものの、医師の退職や非常勤化、科の休診などにより患者数が減少しました。その後、医師招へいの取組により新たな診療科の開設等を行い、平成27年6月からは、10科の外来診療体制（外科、整形外科、循環器内科、内科、総合診療科、腎臓内科、小児科、泌尿器科、眼科、脳神経外科）で常勤医師10名及び非常勤医師2名体制がスタートし、今後は事業収益の向上が大きく期待されています。

また、病院改築時の施設・設備や高度医療機器が更新時期を迎えており、平成22年度から年次的な更新事業に着手していますが、新たな診療科の開設に伴い高度医療機器の導入も必要となることから、借入金や町からの繰入金の増加が懸念されています。

一方、地域の高齢化により、保健・医療・介護・福祉のネットワークの重要性が高まっており、町内で唯一の一般病床を有する中核病院が果たすべき役割として、病診・病病連携、予防医療、在宅医療など地域包括ケアの取り組みが求められていることから、平成25年4月に地域医療連携室を開設し、より良い医療環境の構築に向け、取り組みを進めています。

指標名	現在値		前期(H30)	中期(H34)	後期(H38)
医師数	H27	10人	12人	12人	12人
診療科数	H27	10科	11科	11科	11科

(2) その対策

ア 地域医療体制

- ① 町民の医療ニーズを踏まえ、診療体制の充実と経営収支の改善、病床機能の見直し検討などに取り組み国民健康保険病院の充実に努めます。
- ② 救急医療、広域医療に関する体制の維持・向上に努めるとともに、保健・医療・介護・福祉との連携を深めながら在宅医療や予防医療など地域包括ケアを推進し、より良い医療環境の構築に努めます。

(3) 計画 次のとおり

事業計画（平成28年度～平成32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5医療の確保	(1)診療施設 病院	医療機器等整備事業	町	
		病院設備改修事業	町	
	(3)過疎地域自立促進特別事業	固定医師確保対策事業 診療体制の充実及び経営基盤の安定化を図り、地域医療の確保のため、関連大学や地域医療対策協議会など関係機関・民間医局をに対する医師派遣要請やインターネットなどによる医師募集により固定医師の確保を行う。	町	
		救急告示公的病院等運営費補助事業 救急搬送が必要な脳血管疾患患者の医療体制確保のために救急告示公的病院に運営費用を助成し、地域医療の推進を図る。	町	
		医療従事者就業支援等補助事業 医療従事者に対し、町内の医療機関などに就職した場合に、住宅の準備に要する費用及び就業の支援に要する費用を補助することにより、医療従事者不足の解消や、医療の安定的な確保が図られる。	町	

7 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 幼稚園、学校教育

町内の幼稚園教育は、私立幼稚園2園が担っており、日々の園での生活や集団の遊びを通して、社会性や自立性を育てるための幼児教育が展開されています。

平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしていますが、新制度に移行されない場合でも、引き続き幼稚園における教育内容の充実を図り、就園の機会を確保するため、私立幼稚園に対する支援や保護者負担の軽減にも配慮していくことが必要です。

小中学校については、学校教育の充実のために、学習指導要領の「生きる力」を育むという理念のもと、各学校においては、児童生徒に「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」のバランスの取れた「知育・德育・体育」を身に付けさせるため、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開するとともに、「学校・家庭・地域」の三者が、それぞれの役割を認識し、連携・協力を果たすことが求められています。

教育環境の充実については、平成24年度に美幌中学校が旧美幌高等学校に移転し、平成25年度には福豊小学校が旭小学校へ統合により閉校しました。今後も人口減少、少子化による児童・生徒数の減少が予想されることから、一定の学校規模を確保しながら適正配置を進める必要があります。

学校施設や設備、備品等については、老朽化や教育環境の変化に応じた対応が重要であることから、引き続き、緊急性や必要性を勘案した計画的な修繕、更新を図る必要があります。

また、学習指導要領の改訂やIT教育に対応した教育環境の整備・充実に努めています。教育内容の充実としては、地域資源を活用した授業の実施や地域住民の参画による「ひらかれた学校」の実現に努めています。今後も基礎・基本を大切にした「確かな学力」を身に付けさせること、総合的な学習の時間や体験的な活動により「豊かな心」を育成すること、食育や運動を通じて「健やかな体」を養うことが必要です。また、特別支援教育の推進にあっては障がいのある児童・生徒の状況を的確に把握し、そのニーズに応じた適切な教育の推進に努める必要があります。

学校給食センターについては、経年劣化している調理器具やボイラー、洗浄機等の機械設備を年次的に更新し安心・安全かつ安定的な給食の提供に努めており、今後は、建物本体（屋根、壁）の改修を行う必要があります。

高等学校については、平成23年度に普通科と農業科が併設された新たな美幌高校が開校し、学校の特色を生かした教育活動が実施され、毎年、国公立大学

をはじめ道内外私立大学への進学や高い就職率を誇るなど優秀な生徒を輩出しています。

また、日本農業クラブ全国大会等において輝かしい成績を収める一方で、「美幌豚醤まるまんま」の開発など、町の活性化にも大きく貢献しています。

道内では、少子化に伴い生徒数が減少しており、公立高等学校の規模や配置の適正化の取り組みが進められています。町内においても同様に児童・生徒数の増加が見込まれないことから、多様な教育機会の充実と今後も生徒が安心して地元の高等学校に進学できるよう、高校と一緒にになった生徒確保の取り組みを進める必要があります。

指標名	現在値		前期(H30)	中期(H34)	後期(H38)
町内中学校卒業者の 美幌高等学校への入学割合	H27	47.8%	50%	55%	60%
小学校における町独自の 少人数学級の編制・教員配置充足率	H27	100%	100%	100%	100%

イ 生涯学習

さまざまな機関、団体により講座や研修などの教育活動が行われているほか、町民が主体的に取り組む文化活動などが生涯学習活動として活発に行われています。

生涯学習の情報については、町広報やホームページ等を通じて広く提供するように努めていますが、各施設の利用実態に即した情報提供が行われていない状況にあります。

人材活用については、地域人材の情報収集を行い、リストを作成する中で、新たな人材を確保するとともに、より活用しやすいシステムの構築に取り組んでいます。また、町民が、学習活動等で得た知識や技術をまちづくりの中で活かし、「生きがい」と「やりがい」につながる活動となることを目指しています。

また、町民の意見を施策に反映させていくことも重要なことから、社会教育委員の会議の充実を図っています。

町内には、生涯学習、社会教育の拠点としてのマナビティーセンターのほか、町民会館や図書館・博物館などが設置されています。マナビティーセンターの利用状況は高いですが、主に団体やサークル活動などの利用に限られるため、より多くの町民に向けた利用促進も必要です。

町民会館第1ホール「びほーる」は文化芸術鑑賞や活動発表の場として多くの町民に利用されています。旧町民会館側の老朽化等に伴う改築計画も進めら

れており、今後は、びほーる利用の利便性も含めてより利用しやすく親しまれる施設づくりを進めていくことが必要です。

町民の自主的、自発的な学習を支援するためには、現在、各事業を担当するグループごとに企画・実施されている事業を、それぞれの目的を尊重しながら、より多くの町民の学習活動推進のため連携、協力することが必要なことから、マナビティーセンターにおいては、子どもから高齢者までを対象に数多くの講座や教室を開催し、町民の学習活動のきっかけづくりを行っています。

また、団体・サークルの主体的な教育活動を支援することにより、活動の成果が地域に活かされるなどの広がりを見せてています。地域の子ども会活動等が衰退している現状の中で、町民が主体的に地域の子どもたちの学習活動に関わる取り組みは重要であり、継続した支援が必要です。

公立図書館については、資料や情報の提供など住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、利用者の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営が求められています。

現在の図書館には14万冊を超える蔵書がありますが、現在の書架での対応では限界にきており、旧美幌中学校等などへ分散保管している状況です。また、昭和54年のオープン以来36年を経過する中、全体的に老朽化が進んでおり、書架の照明についても照度不足の状況です。図書館利用者の駐輪場及び駐車場不足も大きな課題となっており、図書館全体の施設整備が課題となっています。

郷土の自然や歴史、美術等の資料や情報等を有する博物館を、学校授業の中で活用したいという依頼を受け対応しています。一番専門的に精通した学芸員が主に対応するものの、人員が限られているため、授業における先生と学芸員の役割分担のあり方など整理していく必要があります。

平成19年度から旧農業館の展示改修を継続的に実施するとともに、第1展示室の部分展示改修を進めています。平成21年度に美術展示室が、平成22年度には「講座室」を持つ第2展示室がリニューアルオープンしました。今後も、時代に即した情報発信を進め、機能の充実を図ることが必要です。

指標名	現在値		前期(H30)	中期(H34)	後期(H38)
マナビティーセンター登録サークル数	H26	49 サークル	50 サークル	52 サークル	55 サークル
町民会館利用率	H26	42%	60%	65%	70%
図書の貸出冊数	H26	155,034 冊	163,000 冊	165,000 冊	170,000 冊
教室・講座開催数（博物館）	H26	108 回	100 回	100 回	100 回

ウ 集会室

町内には市街地区農村地区併せて67の自治会があり活発に活動していますが、近年、自治会活動に取り組む役員等の高齢化により、新たな担い手確保が課題となっています。また、地域コミュニティ活動の拠点である集会室の老朽化も進んでおり、集会施設を計画的に修繕し維持管理に取り組む事が必要となっています。

また、「地域サポーター制度」については、各自治会が抱える課題や自主的な活動、行政への事業協力など、自治会が果たす役割が近年多くなっていることから、町職員が自治会とのパイプ役を担い協力しながら、課題解決に向けて取り組んでいます。

指標名	現在値		前期(H30)	中期(H34)	後期(H38)
自治会加入率	H27	76%	77%	78%	80%

エ スポーツ

スポーツは、明るく豊かで活力に満ちた地域社会の形成や人々の心身の健全な発達に必要不可欠です。しかしながら、近年、運動する機会の減少により、子ども達の体力低下や運動不足による疾病等が懸念されています。スポーツの普及振興には関係団体等との連携を図り、スポーツに親しむ環境づくりが必要です。

既存スポーツ施設の多くは老朽化が進み、利便性や安全性から改修や更新が必要であります。また、施設が限られていることから団体の利用調整等を行つており、新たな施設が求められています。

各種教室や大会等、スポーツ活動が活発に行われていますが、団体によっては、高齢化・会員減少等があることから、今後も団体との連携を密に活動の奨励・促進が必要であります。

国内トップアスリートのスポーツ合宿時に、少年団等へ交流を通じた指導によって技術力の向上が図られていますが、合宿可能な競技施設や宿泊施設が限られていることから、受入の増加に繋がらないのが課題となっています。

指標名	現在値		前期(H30)	中期(H34)	後期(H38)
スポーツ施設の利用者数	H26	71,987人	70,000人	70,000人	70,000人

(2) その対策

ア 学校教育、幼稚園

- ① 学校、家庭、地域が連携して子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成するなど、調和のとれた教育環境づくりを推進します。
- ② 学校施設や設備の適切な管理や更新を図り、子どもたちの学習環境を整備します。
- ③ 学校生活や学習のために特別な支援を必要とする子どもたちに対し、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の推進を図ります。
- ④ 高等学校への進学を希望する生徒が地元の学校で学ぶことができるよう、間口確保のための取り組みを進めます。

イ 生涯学習

- ① 子育て支援事業や保健事業との連携による子育て情報の提供や家庭教育への支援、家庭・学校・地域の連携を含めた事業の推進などを通して「生涯学習の基礎づくり」に努めます。
- ② 「いつでも、どこでも、だれでも」が学習できる場と機会の拡充に努め、参加しやすい環境の整備を図り、学習相談を継続するとともに、学習の成果を地域に活かす取り組みを進めます。さらに、広報活動や各種事業の情報提供を充実させ、町民の利便性の向上を図ります。
- ③ 社会教育関係団体の代表者や学識経験者からなる社会教育委員との情報交換や意見交換を充実させるとともに、直接的に事業の企画・運営を行う社会教育活動奨励員とも連携・協力して、生涯学習推進体制の充実を図ります。
- ④ 町民会館既存施設の老朽化に伴い、耐震化を含めた改築を行い、町民にとって使いやすく施設機能を十分に発揮できる施設づくりに努め、町民の利便性の向上を図ります。
- ⑤ 町民の利便性を考慮した新たなＩＣチップ等を活用した図書管理システムの導入を図るとともに、ゆとりスペースのある図書館建設に向け、検討していきます。
- ⑥ 博物館の活動は今後も調査研究・資料収集・教育普及を継続するとともに、その活動内容の紹介、周知を図るため館のＰＲを積極的に進めます。周辺整備については、今後年次計画を持ち改修工事や時代に即した改良の検討を図ります。

ウ 集会室

- ① 町や自治会が所有する地域集会室を長く活用できるように、計画的な維持管理や修繕等に努めていきます。また、自治会活動の問題である新たな担い手確保や育成への協力に努め、自治会と協働しながら地域の自主的活動を支

援していきます。自治会が抱える課題解決のため、地域サポーター制度活用や担当窓口による協力支援を継続して行います。

エ スポーツ

- ① スポーツは、年齢に関わらず誰もが共に交流し合うことにより、地域コミュニティの活性化が図られます。こうした活動を継続するためには、体育関係団体と学校及び地域が連携・協力しながら、地域全体でリーダーや指導者等の人材育成に努めます。
- ② スポーツを通じ、心身の成長を促し活力を与え、健康保持や子ども達の体力向上と個性を伸ばし、トップレベルとして活躍できる人材を育成できるよう、地域特性に合わせた環境を整備します。
- ③ スポーツ合宿等によるトップアスリートとの交流を通じ、夢と希望を持てる環境を築くと共に、誰もが、いきいきと安全に活動できるよう、老朽化した施設の更新整備等を計画的に進めます。

(3) 計画 次のとおり

事業計画（平成28年度～平成32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6教育の振興	(1)学校教育関連施設	各小中学校施設等整備事業	町	
		各小中学校屋内運動場整備事業	町	
		各小中学校屋外運動場整備事業	町	
		各小学校プール整備事業	町	
		美幌中学校校長住宅建設事業	町	
		スクールバス購入事業 老朽化したスクールバスの更新を行う。	町	
		学校給食施設整備事業 給食センターの機器更新を行う。	町	
		集会室整備事業	町	
	(3)集会施設、体育 集会施設	町民会館改築事業	町	
		保育施設等整備事業	町	
		屋内施設改修等整備事業	町	
		屋外施設改修等整備事業	町	
		地域集会室補修等整備事業 自治会のコミュニティの中核施設である集会室の維持管理及び補修等を実施することで、自治体コミュニティ活動等の推進を図る。	町	
	(4)過疎地域自立促進特別事業	私立幼稚園振興事業 運営する私立幼稚園及び園児の保護者に対して補助を行い、教育環境の維持と向上を図るとともに、園児の保護者への経済的負担を軽減する。	町	
		少人数学級推進事業 期限付き教諭を配置することで35人学級の実現を図る。	町	
		中学校臨時教員特別配置事業 臨時教員の配置により教科、生活指導の充実を図る。	町	
		陶芸釜更新事業 陶芸サークルが利用する陶芸釜を更新し、陶芸活動の環境を整備することで、生涯学習の充実が図られる。	町	
		屋内体育施設維持管理事業 老朽化が進んでいる屋内体育施設について、計画的に維持補修を行い、安全で快適なスポーツ環境の整備を図る。	町	
		屋外体育施設維持管理事業 老朽化が進んでいる屋外体育施設について、計画的に維持補修を行い、安全で快適なスポーツ環境の整備を図る。	町	

事業計画（平成28年度～平成32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6教育の振興	(4)過疎地域自立促進特別事業	図書館郷土資料デジタル化事業 郷土資料である戦前の新聞等を蔵書として保管するにあたり、資料の劣化が進む前にデジタル化することで、現存する貴重な資料を継続的に保管、利用する。	町	
		学校用備品、教材、学校教育関係施設等の整備・補修事業 小中学校の教育関係施設、設備、備品及び教材等を危険性の高いものから計画的に整備し、良好な教育環境の維持及び充実を図る。	町	
		スクールバス運行事業 小中学校統合地域の児童生徒の登下校、校外学習の生徒輸送、社会教育事業、各種大会等の参加者送迎のためにスクールバスを運行することで、学校生活の充実を図る。	町	
		学校給食施設整備事業 町内小・中学校の児童、生徒の円滑な給食供給運営のため施設設備の整備を進めるとともに、給食内容の充実を図る。	町	
		教育推進事業 まちづくりに参画する青少年、成人、親の学習機会を増やすことで、新しい発想による活動、自主性、自発性の高揚を促し、生活力の向上や地域活動への参画を図る。	町	
		図書館施設維持管理事業 図書館が多くの町民に快適、安全に利活用されるよう、適切な施設等の維持管理を行う。	町	

8 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 芸術・文化

本町には、文化・芸術活動を行っている団体・サークルが数多くありますが、活動が継続されているものの会員の高齢化や固定化が見られます。

町民会館「びほーる」が完成し、美幌町文化連盟加盟団体を中心に多くの団体・サークルの発表機会が増え、文化活動の幅が広がっています。さらに環境を整備し、幅広い年代が親しむことのできる活動を奨励していくことが必要です。

また、本町では、町内で活動する団体・個人による発表が、町内の各施設において活発に行われているほか、一流の出演者等を招へいしての演劇や音楽などの公演や演奏会などを開催し、芸術鑑賞機会の提供に努めています。

町民会館「びほーる」を核に、今後も、さらに文化芸術鑑賞の内容を充実させ、幅広い文化芸術に接する機会をより多く設けていくことが必要です。

私たちは、過去の先人たちが残してくれたすぐれた文化を、しっかり受け継ぎ、後世につたえていく義務があります。美幌町では平成11年、美幌町指定文化財として4件を指定し、その保護・啓蒙に努めています。また、埋蔵文化財発掘調査・遺物資料の整理、継続的な郷土資料の収集・保管等を通じ、先人たちの暮らしの足跡を記録していくとともに、その啓蒙普及活動を進めています。

指標名	現在値		前期(H30)	中期(H34)	後期(H38)
びほーる開催の催事数	H26	62件	50件	70件	75件
保全対象文化財数	H26	4件	4件	4件	4件

(2) その対策

ア 芸術・文化

① 芸術や文化活動への意識を高めることは、心の豊かさと潤いをもたらし、活力あふれる地域づくりの基礎となるものです。

② 「びほーる」を文化活動の拠点として、幅広く多様な芸術文化を鑑賞する機会を提供するとともに、発表の場の充実を図り、町民の生活の質の向上や文化活動の充実・発展を目指します。また、芸術や文化活動団体への支援を継続します。さらには児童・生徒への芸術鑑賞や発表機会の提供も積極的に推進し、児童・生徒の豊かな感性を育むとともに、芸術文化に対する意識の向上を図ります。

- ③ 博物館は、地域文化の情報や資料を保管して、次世代に伝えるための「地域文化の収蔵庫」です。このため多くの資料を記録して管理・保存していくことが求められていますが、旧美幌中学校への収蔵資料の一部移転に伴い、再度資料の整理を行い、ふるさとの生活用具・生業資料など、地域文化を伝える資料の収集・保管を今後も継続して実施します。
- ④ 町指定文化財の保護。保全を図るため、関係機関、団体等との連絡を密にします。

(3) 計画 次のとおり

事業計画（平成28年度～平成32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設	博物館改修事業	町	
	(2)過疎地域自立促進特別事業	博物館維持管理事業 隨時必要となる各種設備点検、維持補修を行うことにより利便性が向上し、また、地域住民が博物館に親しむことができるよう環境整備を図る。	町	
		芸術文化振興事業 町民が芸術文化にふれる機会を拡充するとともに、文化活動の活性化を図る。	町	

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町には、中心市街地以外に分散した集落は存在していませんが、それぞれの農村地区が自治会活動を推進しています。日常生活や生産活動、コミュニティ活動を営むうえで重要な機能を有していることから、各農村地区には、基礎的な公共施設や生活環境施設の整備を進める必要があります。

また、市街地同様に高齢化が進んでおり、生活の足の確保や買い物弱者対策が必要となっています。

(2) その対策

- ① 農村地区の自治会活動の推進を行います。
- ② コミュニティ活動の育成・支援を図ります。

(3) 計画 次のとおり

事業計画（平成28年度～平成32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8集落の整備	(2)過疎地域自立促進特別事業	生活バス路線運行事業 多目的バスの運行及び生活バス路線の運行を維持する。	町 ・ その他	

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

人口減少、少子高齢化が進行していますが、地域には地域資源や人的要素、社会的要素、経済的要素など多様な資源が存在します。地域活性化のため、地域を支える人材が必要であり、地域の魅力・資源に気づき、磨いていくよう、地域資源の発掘、再生、創造に人材力を結集していくことが重要です。交流人口の増加、自然・再生可能エネルギー・経済の地域内循環を創出するため、地域にとって必要な老朽化した既存公共施設の補修や地域経済活性化対策などの事業が必要です。

(2) その対策

- ① 老朽化した既存公共施設の補修事業などにより、必要な公共施設の効率的活用を図ります。
- ② 地域資源、地域経済循環を目的とした事業に対して助成制度を設けることにより、地域内循環を促進します。
- ③ 旧校舎、旧職員住宅、危険廃屋等施設の解体により、景観に配慮したまちづくりに努めます。

(3) 計画 次のとおり

事業計画（平成28年度～平成32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9その他地域の自立促進に関し必要な事項	エネルギー有効活用事業 自然環境や生活環境への環境負荷を軽減するため、地域新エネルギー・ビジョンの策定を行い、本町の特性を活かしたエネルギーの普及促進を図る。		町	
	木質ペレットストーブ普及宣伝事業 木質ペレットストーブ購入者に対して経費の一部を補助する。また、公共施設においてペレットストーブを設置し、広く市民に啓蒙活動を行うとともに、普及PRを展開する。		町	
	防災対策事業 美幌町地域防災計画の見直し及び本計画に基づく防災体制の整備を行う。		町	
	公共施設等解体撤去事業 老朽化した公共施設等の解体撤去を行う。		町	

事業計画（平成28年度～32年度） 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 産業の振興	過疎地域自立促進特別事業	<p>○営農用水施設維持管理事業</p> <p>〈事業内容〉 水道未普及地区に営農用水を供給する施設の維持管理を行う。</p> <p>〈必要性・効果〉 施設整備から37年が経過し老朽化が進行していることから、施設更新が必要となっている。大規模な改修は受益者の負担が大きいことから、計画的な補修による施設の延命が必要である。 飲用をはじめ、家畜や畑の防除用の営農用水として使用していることから地域にとって欠くことのできない重要な施設であることから、施設の補修により地域住民が安心して暮らすための生活環境の形成が図られる。</p> <p>○てん菜育苗センター助成事業</p> <p>〈事業内容〉 てん菜育苗センターへの育苗土の運搬を行う。</p> <p>〈必要性・効果〉 てん菜の作付けについては、農業者の高齢化、低収量、手間等の負担から敬遠され作面積が減少している。てん菜は本町には欠かせない作物であり、減反は農業所得に大きな影響を及ぼすため、農業者の労働力軽減及び作付け意欲を向上させるためにはてん菜育苗センターは必要な施設である。 育苗施設にかかる育苗土を確保し、てん菜移植苗をてん菜育苗センターで生産することにより、生産者の負担軽減を図る。</p> <p>○農業情報提供事業</p> <p>〈事業内容〉 気象情報配信システムの維持補修を行う。</p> <p>〈必要性・効果〉 気象情報の配信は、農作物の生産要素の主要な部分を占めており、農業の経営安定に大きく寄与する。 観測機器の設置から16年を経過しており、計画的に修繕を行うことにより農業経営の安定確保が図られる。</p> <p>○新規就農者等支援事業</p> <p>〈事業内容〉 農業後継者を確保するための就農支援を行う。</p>	町	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>〈必要性・効果〉 農業後継者不足が深刻化していることから、後継者確保及び担い手の育成が求められている。 新規参入者への就農支援を行うことにより、初期投資費用の軽減が図られ、新規就農者や新規農業従事者の定着の促進を図る。</p> <p>○農作物鳥獣被害対策事業 〈事業内容〉 シカ柵の維持管理費用及び捕獲事業への助成を行う。 (固定資産税相当額及び補助率 1/2 以内) 〈必要性・効果〉 エゾシカによる農作物の食害・踏害による生産性の低下が懸念されている。 シカ柵の維持管理費用及び捕獲事業への助成を行うことで、シカ柵の適正な維持管理と個体数の減少を図り、農作物の被害防止と農業者の生産意欲の低下の防止、基幹産業である農業の持続的発展を図る。</p> <p>○環境保全型農業直接支援対策事業 〈事業内容〉 地球温暖化防止や生物多様性保全等に取り組む農業者団体等に対し、助成を行う。 〈必要性・効果〉 近年、たい肥等の使用量の低下や化学肥料・農薬への過度な依存による営農環境の悪化が見られることから、環境と調和のとれた持続的な農業生産に取り組む農業者の増加が必要である。 環境保全効果の高い営農活動を行う農業者へコスト支援を行うことにより、環境に優しい農業に取り組む農業者の増加が図られる。</p> <p>○乳用牛・肉用牛振興推進事業 〈事業内容〉 酪農経営及び畜産経営の体质強化を図るために、畜産団体の経費や性別別凍結精液の購入代金、繁殖牛の購入代金に対し助成を行う。 〈必要性・効果〉 酪農家の休日確保、後継者対策を含めゆとりある酪農経営を目指すため酪農ヘルパーの確保が必要である。 また、担い手不足や飼料の高騰による収益の悪化により酪農家や畜産農家が減少していることから、優良雌牛の牛群整備や優秀な繁殖素牛の導入への助成を行うことにより、経営の</p>	町	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
		<p>安定化と収益の向上を図る。</p> <p>○みどりの村維持管理事業 〈事業内容〉 老朽化に伴うみどりの村の各施設の計画的な補修を行う。 〈必要性・効果〉 みどりの村の施設は建設後20年以上を経過し、建物・備品類の経年劣化が進行していることから、利用者の安全性の確保や基幹産業である農畜産業の付加価値を高めるため、計画的な補修による施設の延命化が必要である。 施設の補修により、農林業、生活文化、自然に対する認識を深め、地域住民及び都市生活者等に自然環境を活用した体験学習及び健全な余暇、野外活動を普及推進するとともに保健休養の場としての利用が図られる。</p> <p>○みらい農業センター推進事業 〈事業内容〉 みらい農業センターの施設・圃場を活用し経営能力の優れた新たな農業の担い手を育成するため、新規就農者の受入及び研修を実施する。また、実証展示圃場における各種栽培試験をとおして、地域に適合した新規作物や基幹作物における新たな栽培技術等の調査研究を実施し、その適性や効果を見極めて地域に普及を図る。 〈必要性・効果〉 美幌町の農業は大規模畠作経営を主体に発展してきた経過にあるが、近年の異常気象による気象災害や生産資材費の高騰等の影響から農業所得は低迷しており、所得補填対策として、高収益型の新規作物を導入した複合経営や積極的な新技術への挑戦により農業所得の向上・安定化を図る必要があることから、みらい農業センターにおいて地域の営農体系に導入が可能であり、小規模でありながら高い収益性が期待できるハウス栽培によるアスパラガスの長期収穫栽培法や国産アスパラガスの完全端境期出荷が可能な冬季栽培法について試験栽培、栽培法を確立し、地域への普及を図り、町を代表する特產品目として成長させると同時に農業収益の向上を図る。 基幹作物の主要畠作3品(甜菜、小麦、馬鈴薯)については、新品種栽培試験や土壤診断に基づく環境に優しい施肥量の低減栽培法についても試験栽培に取り組み、有効性を確認</p>	町 ・ 公社	町	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>し、地域への普及を図り、農業所得の向上を図る。</p> <p>○美幌峠牧場管理運営事業 〈事業内容〉 公共牧場としての機能を維持するため、美幌峠牧場の管理運営を行う。 〈必要性・効果〉 農業経営の安定に寄与するため、農業者からの要望が多く、地域畜産業の振興を図るうえで必要性が高い。 町内外の農家が飼養する牛の預託を受け、放牧や人工授精業務を行うことで、畜産振興の基盤確立、経営の安定化につながっている。 平成25年度から賃貸借により農業生産法人が運営を行っており、今後も公共牧場としての機能を維持することで、農家経営の更なる安定化を図るとともに、地域畜産振興の拠点としての運営が期待できる。</p> <p>○町産材活用促進事業 〈事業内容〉 町内で産出された認証木材を使用し、町内に住宅を新築又は増改築する者に対して助成を行う。 (補助額：町産認証材の使用量1立方メートル当たり4万円) 〈必要性・効果〉 過剰伐採の防止や環境の配慮、森林がもつ多面的な機能の維持、自然環境に配慮した質の高い森林を維持、保全していくため、FSC森林認証を取得し、世界的な基準で森林を管理しているが、主に本州に出荷されているため、事業の推進により、森林資源の地産地消が進められるとともに、町内工務店による建築棟数の増加や地域経済の活性化が図られる。</p> <p>○認証林普及事業 〈事業内容〉 森林認証された山林から産出された木材の購入費用の助成を行う。 (補助率1/2 限度額：製材1立方メートル当たり1千円、ダンネージ材1立方メートル当たり600円、パルプ材1立方メートル当たり400円) 〈必要性・効果〉 再造林放棄や不法伐採等の山の荒廃を広げさせないため、FSC森林認証制度による環境に配慮した森林保全の取り組みを進めているが、認証材と非認証材との価格が変わらない</p>	町	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>等、森林所有者へのメリットが無く森林認証を取得しづらい状況となっている。</p> <p>認証木材購入による川上への補助を行うことにより、森林認証エリアの拡大が進められ、自然環境に配慮した質の高い森林の保全が図られる。</p> <p>○空き店舗活用促進事業 〈事業内容〉 中心市街地の空き店舗を新たに活用しようとする者に対し、家賃の一部を補助する。 (補助率 1/4 上限 20 千円) 〈必要性・効果〉 中心市街地の空洞化が進む中、借上公営住宅の整備により中心市街地に居住する高齢者が増えていることから、今後は空き店舗などの利用促進が求められている。 空き店舗を活用した新規起業者支援、チャレンジショップ等の開設を行い、街なかに賑わいや活力を創出し、消費者の利便性向上や快適な生活環境の形成が図られる。</p> <p>○商店街活性化事業 〈事業内容〉 中心市街地各商店街のイベント・宅配事業への助成を行う。 〈必要性・効果〉 中心市街地の空洞化が進む中、借上公営住宅の整備により中心市街地に居住する高齢者が増えていることから、今後は市街地の整備改善と商業の活性化が一体的に行われる必要がある。 各商店街が、地域に密着した店舗として魅力を高めるための事業に対し、補助を行い商店街の活性化を図る。</p> <p>○ポイントカードシステム活用促進事業 〈事業内容〉 商店街の活性化とポイントカード(スマッピーカード)の利用促進のため、消費拡大セールへの助成を行う。 〈必要性・効果〉 中心市街地の空洞化が進む中、借上公営住宅の整備により中心市街地に居住する高齢者が増えていることから、今後は市街地の整備改善と商業の活性化が一体的に行われる必要がある。 各商店街が、地域に密着した店舗として魅力を高めるため、情報化社会に対応したポイント</p>	町 町 町 町 町 町 その他	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>カードシステムを活用し、消費者へのサービス拡大と商店街の活性化を図る。</p> <p>○起業家支援事業 〈事業内容〉 町内で起業を図る事業者に対し、起業に必要な経費の一部を補助する。 (上限 200 万円) 〈必要性・効果〉 多様な人材を確保し、地域の新たな雇用を創出するとともに、まちのにぎわいを促す必要がある。 新たな雇用の創出や町外からの起業による人口の増加が図られるほか、新たな事業が開始されることにより、消費の拡大など地域経済の多方面な効果が期待される。</p> <p>○店舗リフォーム促進事業 〈事業内容〉 店舗のイメージアップに資するリフォームに要する改修費用の一部を助成する。 (補助率 1/2 上限 100 万円) 〈必要性・効果〉 町内の店舗は老朽化しているものが多く、リフォームによるイメージアップが必要とされている。 経営指導及び店舗のイメージアップに資するリフォームに要する経費の一部を補助することにより、集客力の強化による経営の安定化及び店舗機能の維持又は向上を図るとともに、地域経済の活性化を図る。</p> <p>○交流促進センター施設補修事業 〈事業内容〉 施設の老朽化による補修を計画的に行う。 〈必要性・効果〉 町民の健康増進と地域間交流を促進し、活力ある地域づくりに資することを目的に建設された当該施設は、町民の利用が多く小さな子供から高齢者まで幅広い世代に利用されている。 施設建設から 18 年が経過し、老朽化による維持補修費が年々増加しており、利用者の施設補修等に対する要望も多いことから、計画的な補修事業を実施することで、利用者サービスを低下させることなく、指定管理者の活用などにより、健康増進及び交流促進の中核的施設として更に活用する。</p>	町	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>○地域特産品販路拡大事業</p> <p>〈事業内容〉</p> <p>既存の特産品及び新たな特産品の販路拡大事業を推進する。</p> <p>〈必要性・効果〉</p> <p>本町の特産品は、基幹産業である農産物の加工品をはじめ多数揃っているが、その多くの商品が知名度の低い状況にある。一方、官民の協議会を立ち上げ新たな特産品も開発されているが、特産品を通じた町のPRは、町全体としての課題でもある。</p> <p>特産品の効果的なPRを通じて、町の知名度の向上、基幹産業の持続的発展、交流人口、雇用の増加が図られる。</p> <p>○畠地帯総合土地改良事業美幌豊栄地区</p> <p>〈事業内容〉</p> <p>農業生産性の向上及び経営の安定化を図るため豊栄地区の農地の基盤整備を行う。</p> <p>暗渠排水 A=124.9ha 区画整理 A=159.5ha 土壤改良 A=11.5 ha</p> <p>〈必要性・効果〉</p> <p>農業を取り巻く情勢が厳しさを増す中で、活力ある農業・農村を整備し、農業の国際化に耐えうる農業経営基盤の確立、強い農業づくりを進めることが重要となっている。</p> <p>このため、生産性の高い農業生産体制の確立に向け、安全安心で高品質な農畜産物を安定的に生産できる体制の整備を図るために区画整理等を実施した農家の負担軽減対策を行い、持続的な農業経営の安定を図ることにより将来にわたり地域社会の活性化を図るものである。</p> <p>○畠地帯総合土地改良事業美幌田中地区</p> <p>〈事業内容〉</p> <p>農業生産性の向上及び経営の安定化を図るため田中地区の農地の基盤整備を行う。</p> <p>暗渠排水 A=56.3ha 区画整理 A=3.5ha 土壤改良 A=11.5ha</p> <p>〈必要性・効果〉</p> <p>農業を取り巻く情勢が厳しさを増す中で、活力ある農業・農村を整備し、農業の国際化に耐えうる農業経営基盤の確立、強い農業づくりを進めることが重要となっている。</p> <p>このため、生産性の高い農業生産体制の確立に向け、安全安心で高品質な農畜産物を安定的に生産できる体制の整備を図るために区画整理等を実施した農家の負担軽減対策を行い、持続的な農業経営の安定を図ることにより将来にわたり地域社会の活性化を図るものである。</p>	町 道 道	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>ある。</p> <p>○畠地帯総合土地改良事業美幌昭美地区 〈事業内容〉 農業生産性の向上及び経営の安定化を図るために昭美地区的農地の基盤整備を行う。 暗渠排水 A=62.8ha 区画整理 A=2.7ha 土壤改良 A=136.0ha 〈必要性・効果〉 農業を取り巻く情勢が厳しさを増す中で、活力ある農業・農村を整備し、農業の国際化に耐えうる農業経営基盤の確立、強い農業づくりを進めることが重要となっている。 このため、生産性の高い農業生産体制の確立に向け、安全安心で高品質な農畜産物を安定的に生産できる体制の整備を図るために区画整理等を実施した農家の負担軽減対策を行い、持続的な農業経営の安定を図ることにより将来にわたり地域社会の活性化を図るものである。</p> <p>○畠地帯総合土地改良事業美幌稻都福梅地区 〈事業内容〉 農業生産性の向上及び経営の安定化を図るために稻都福梅地区的農地の基盤整備を行う。 暗渠排水 A=86.4ha 区画整理 A=159.1ha 土壤改良 A=32.0ha 農道 A=2,066km 〈必要性・効果〉 農業を取り巻く情勢が厳しさを増す中で、活力ある農業・農村を整備し、農業の国際化に耐えうる農業経営基盤の確立、強い農業づくりを進めることが重要となっている。 このため、生産性の高い農業生産体制の確立に向け、安全安心で高品質な農畜産物を安定的に生産できる体制の整備を図るために区画整理等を実施した農家の負担軽減対策を行い、持続的な農業経営の安定を図ることにより将来にわたり地域社会の活性化を図るものである。</p> <p>○畠地帯総合土地改良事業端野下右岸第2地区 〈事業内容〉 農業生産性の向上及び経営の安定化を図るために端野下右岸第2地区的農地の基盤整備を行う。 暗渠排水 A=8.6ha</p>	道	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>区画整理 A=15.4ha 〈必要性・効果〉 農業を取り巻く情勢が厳しさを増す中で、活力ある農業・農村を整備し、農業の国際化に耐えうる農業経営基盤の確立、強い農業づくりを進めることが重要となっている。 このため、生産性の高い農業生産体制の確立に向け、安全安心で高品質な農畜産物を安定的に生産できる体制の整備を図るために区画整理等を実施した農家の負担軽減対策を行い、持続的な農業経営の安定を図ることにより将来にわたり地域社会の活性化を図るものである。</p> <p>○畠地帯総合土地改良事業豊高第2地区 〈事業内容〉 農業生産性の向上及び経営の安定化を図るために豊高第2地区の農地の基盤整備を行う。 暗渠排水 A=0.3ha 区画整理 A=85.0ha 土壤改良 A=40.0ha 〈必要性・効果〉 農業を取り巻く情勢が厳しさを増す中で、活力ある農業・農村を整備し、農業の国際化に耐えうる農業経営基盤の確立、強い農業づくりを進めることが重要となっている。 このため、生産性の高い農業生産体制の確立に向け、安全安心で高品質な農畜産物を安定的に生産できる体制の整備を図るために区画整理等を実施した農家の負担軽減対策を行い、持続的な農業経営の安定を図ることにより将来にわたり地域社会の活性化を図るものである。</p> <p>○草地畜産基盤整備事業 〈事業内容〉 農業生産性の向上及び経営の安定化を図るために日並牧場の草地整備を行う。 草地整備 A=200.0ha 道路整備 A=5,000m 暗渠排水 A=1.0ha 防護柵整備 A=7,500m 〈必要性・効果〉 農業を取り巻く情勢が厳しさを増す中で、活力ある農業・農村を整備し、農業の国際化に耐えうる農業経営基盤の確立、強い農業づくりを進めることが重要となっている。 このため、畜産農家の労働力負担軽減等のため農協が設置している日並牧場の草地整備等を行い、生産性の向上を図り、畜産農家の安定した農業経営を図るものである。</p>	道	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>○多面的機能支払事業 〈事業内容〉 農産物の供給の機能以外の多面的な機能を発揮するため、地域で行う共同活動の支援を行う。 田 A=54.0ha 畑 A=9,400.0ha 採草地 A=380.0ha 〈必要性・効果〉 近年の農村地域の過疎化、高齢化の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念される。 このため、多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進する。</p> <p>○基幹水利施設管理事業 〈事業内容〉 国営かんがい排水事業で造成された施設の維持管理を実施する。 〈必要性・効果〉 国営かんがい排水事業女満別地区(美幌町、大空町)で造成されたかんがい施設(古梅ダム、本郷排水機場等)の適正な維持管理の実施が必要である。このため、施設の維持管理に係る人員体制の適切な配置を行うことにより、かんがい用水及び排水の合理的な利用を促進し農業生産性の向上と農業経営の安定を図る。</p> <p>○エコハウス補修事業 〈事業内容〉 老朽化に伴うエコハウスの補修を行う。 〈必要性・効果〉 エコハウスは、外装(木材)の劣化が激しいことから、利用者の安全性の確保を図るために、計画的な補修による施設の延命化が必要である。 施設の補修により、農林業、生活文化、自然に対する認識を深め、地域住民及び都市生活者等に自然環境を活用した体験学習及び健全な余暇、野外活動を普及推進するとともに保健休養の場としての利用が図られる。</p>	町	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>○住宅リフォーム促進事業</p> <p>〈事業内容〉</p> <p>　町民が居住する住宅の改修費用に対する助成を行う。</p> <p>（補助率 1/5 上限 50 万円）</p> <p>〈必要性・効果〉</p> <p>　町民の住環境整備や将来の空き家対策が課題となっている。</p> <p>　住宅の改修工事に要する費用の一部を補助することで、町民が安心して暮らすための居住環境の整備、定住促進による人口流出の防止、環境負荷の低減及び地域経済の活性化を図る。</p>	町	
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	過疎地域自立促進特別事業	<p>○道路維持管理事業</p> <p>〈事業内容〉</p> <p>　道路環境の整備のため、道路の大規模補修、附帯施設の補修、既存橋の撤去を実施する。</p> <p>〈必要性・効果〉</p> <p>　街路や道路の整備に対する住民ニーズも高まっており、交通機関の充実と共に都市計画にあわせた環境や福祉に配慮した道路の整備や管理が求められていることから、維持補修などの管理の充実を図る。</p> <p>　事業実施により、住民生活の安全確保が図られる。</p> <p>○報徳資機材センター整備事業</p> <p>〈事業内容〉</p> <p>　火災により焼失した報徳資機材センターの既存施設撤去及び新設により施設整備を図る。</p> <p>〈必要性・効果〉</p> <p>　道路・公園の維持管理、補修及び冬期間に必要となる資機材の保管施設は、資機材を点検整備する上で必要であり、雨風、降雪への対応や災害復旧を迅速に行えることにより、住民生活の安全確保が図られる。</p> <p>○農村部除雪協力体制強化事業</p> <p>〈事業内容〉</p> <p>　冬期間の農村地区の路線確保を図るため、除排雪の委託を行う。</p> <p>〈必要性・効果〉</p> <p>　除雪組合がない地区は地区全路線の除雪に時間を要することとなるため、児童、生徒の通学、集乳に影響することとなるため、必要性が高く、実施により、迅速な路線の確保ができ、冬期の登下校の安全性を確保できる。</p>	町	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>○堤内排水対策事業 〈事業内容〉 大雨などによる河川の増水により、住宅等へ水害が及ばないよう各樋門に排水ポンプを設置し、監視体制を整える。 〈必要性・効果〉 各樋門に排水ポンプを設置し、監視体制を整えることで、大雨災害等による浸水被害を軽減でき、河川沿線住民の不安解消及び安全確保を図る。</p> <p>○河川補修事業 〈事業内容〉 樋管管理、河川や排水路の維持管理、河川浚渫を実施する。 〈必要性・効果〉 河川の氾濫被害を軽減するため適切な維持管理を行う必要があり、実施により沿線住民が安心して暮らせる環境づくりを図る。</p> <p>○公園整備事業 〈事業内容〉 各施設の改修、修繕、遊具の点検等を行う。 〈必要性・効果〉 各施設の点検等を適切に行うことできることで公園遊具等の長寿命化を図ることができ、あわせて安全性の確保ができるところから、魅力的な公園づくりにつながる。</p> <p>○町道第9号道路補修事業 〈事業内容〉 道路環境の整備のため、道路の補修を実施する。 〈必要性・効果〉 街路や道路の整備に対する住民ニーズも高まっており、交通機関の充実と共に都市計画にあわせた環境や福祉に配慮した道路の整備や管理が求められていることから、維持補修の充実を図る。 事業実施により、住民生活の安全確保が図られる。</p> <p>○町道第14号道路補修事業 〈事業内容〉 <u>道路環境の整備のため、道路の補修を実施する。</u> 〈必要性・効果〉 <u>街路や道路の整備に対する住民ニーズも高まっており、交通機関の充実と共に都市計画に</u></p>	町	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p><u>あわせた環境や福祉に配慮した道路の整備や管理が求められていることから、維持補修の充実を図る。</u></p> <p><u>事業実施により、住民生活の安全確保が図られる。</u></p> <p>○町道第15号道路補修事業 <事業内容> 道路環境の整備のため、道路の補修を実施する。 <必要性・効果> 街路や道路の整備に対する住民ニーズも高まっており、交通機関の充実と共に都市計画にあわせた環境や福祉に配慮した道路の整備や管理が求められていることから、維持補修の充実を図る。 事業実施により、住民生活の安全確保が図られる。</p> <p>○町道第19号道路補修事業 <事業内容> 道路環境の整備のため、道路の補修を実施する。 <必要性・効果> 街路や道路の整備に対する住民ニーズも高まっており、交通機関の充実と共に都市計画にあわせた環境や福祉に配慮した道路の整備や管理が求められていることから、維持補修の充実を図る。 事業実施により、住民生活の安全確保が図られる。</p> <p>○町道第24号道路補修事業 <事業内容> 道路環境の整備のため、道路の補修を実施する。 <必要性・効果> 街路や道路の整備に対する住民ニーズも高まっており、交通機関の充実と共に都市計画にあわせた環境や福祉に配慮した道路の整備や管理が求められていることから、維持補修の充実を図る。 事業実施により、住民生活の安全確保が図られる。</p> <p>○町道第30号道路補修事業 <事業内容> 道路環境の整備のため、道路<u>や排水設備</u>の補修を実施する。</p>	町	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>〈必要性・効果〉 街路や道路の整備に対する住民ニーズも高まっており、交通機関の充実と共に都市計画にあわせた環境や福祉に配慮した道路の整備や管理が求められていることから、維持補修の充実を図る。 事業実施により、住民生活の安全確保が図られる。</p> <p>○町道第31号道路補修事業 〈事業内容〉 道路環境の整備のため、道路の補修を実施する。</p> <p>〈必要性・効果〉 街路や道路の整備に対する住民ニーズも高まっており、交通機関の充実と共に都市計画にあわせた環境や福祉に配慮した道路の整備や管理が求められていることから、維持補修の充実を図る。 事業実施により、住民生活の安全確保が図られる。</p> <p>○町道第104号道路補修事業 〈事業内容〉 道路環境の整備のため、道路の補修を実施する。</p> <p>〈必要性・効果〉 街路や道路の整備に対する住民ニーズも高まっており、交通機関の充実と共に都市計画にあわせた環境や福祉に配慮した道路の整備や管理が求められていることから、維持補修の充実を図る。 事業実施により、住民生活の安全確保が図られる。</p> <p>○町道第107号道路補修事業 〈事業内容〉 道路環境の整備のため、道路の補修を実施する。</p> <p>〈必要性・効果〉 街路や道路の整備に対する住民ニーズも高まっており、交通機関の充実と共に都市計画にあわせた環境や福祉に配慮した道路の整備や管理が求められていることから、維持補修の充実を図る。 事業実施により、住民生活の安全確保が図られる。</p>	町	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>○道路照明・標識補修事業 〈事業内容〉 緊急性の高い道路施設等の補修、修繕を実施する。 〈必要性・効果〉 住みやすい町づくりをするにあたり交通環境の安全性の確保は重要であるが、道路照明・標識等の補修、修繕を実施することにより夜間における安全な通行の確保や交通事故の危険性の低下が図られる。</p> <p>○くらし安全活動推進事業 〈事業内容〉 住民の防犯意識啓発及び暴力団追放活動の推進のため補助等を行う。 〈必要性・効果〉 安心、安全なまちづくりを推進するにあたっては、地域ぐるみで防犯意識の啓発、暴力団追放活動を推進していくことが必要であるが、事業実施により、継続的に活動することができ、地域全体での意識向上が図られる。</p> <p>○まちづくり活動奨励事業 〈事業内容〉 自治会や町内の団体を対象に、地域の課題解決に向けた自主的・主体的な取組や、コミュニティの活性化の活動に対して補助を行う。 (補助率 10/10 上限 50 万円 ※設備投資は補助率 5/10、上限 100 万円) 〈必要性・効果〉 「美幌町の自治の課題を自ら解決する」との美幌町自治基本条例の基本理念に基づき、町民自ら自主的、主体的に取り組んでいく事業を推進する必要がある。町民主体のまちづくりを進めるためにも、本事業を推進することで、地域コミュニティの活性化や、個性豊かな独自のまちづくりの推進が図られる。</p>	町	
3 生活環境の整備	過疎地域自立促進特別事業	<p>○ごみ処理場施設管理事業 〈事業内容〉 ごみ処理場の施設、機器等の補修を計画的に行う。 〈必要性・効果〉 各家庭から収集した生活系一般廃棄物等を早期に安定化・無害化するため埋立処理が必要となるため、処理場の維持管理や周辺の環境整備を図る。</p>	町	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>○浸出液処理施設管理事業 〈事業内容〉 埋立処分場から排出される浸出液を浄化する施設の老朽化による計画的な補修を行う。 〈必要性・効果〉 浸出液処理施設は、埋立処分場から排出される浸出液を浄化して放流する施設であり、ごみの適正処理をするために今後も計画的に補修し、維持管理していく必要がある。 老朽化した施設の補修を計画的に実施することで、適正なごみ処理の推進や環境負荷低減が図られる。</p> <p>○リサイクルセンター施設管理事業 〈事業内容〉 資源物の集積加工を行うリサイクルセンターの老朽化による計画的な補修を行う。 〈必要性・効果〉 ごみの減量化と再資源化のため、リサイクルを円滑に進めていく必要があり、老朽化した施設の補修を計画的に実施することで、更なるリサイクルの推進や環境負荷低減が図られる。</p> <p>○花樹育苗センター管理運営事業 〈事業内容〉 自治会及び公共施設へ配布する花苗の育成を行う。 〈必要性・効果〉 「美幌町の自治の課題を自ら解決する」との美幌町自治基本条例の基本理念に基づき、町民自ら自主的、主体的に取り組んでいく事業を推進する必要がある。 花苗を育成し、花苗を希望する自治会、公共施設に配布することで、地域活動の活性化の推進、花壇整備など町内の緑化や景観向上が図られる。</p> <p>○ごみ分別収集事業 〈事業内容〉 各家庭から排出されるごみの収集の実施及びリサイクルを推進し、ごみの減量化や資源の再利用を図る。 〈必要性・効果〉 一般ごみの収集のほか、分別及びリサイクルの指導を強化することでごみの減量化を図ることが必要であり、事業実施により衛生及び環境美化が図られる。</p>	町	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>○終末処理場維持管理事業 〈事業内容〉 処理場の点検等の維持管理や修繕により処理水質を確保しての河川等公共水域への放流、汚泥の適切な処理を行う。 〈必要性・効果〉 汚水処理により衛生的で快適な生活環境を提供する必要があるため、適切な維持管理、修繕等を行い、生活環境の向上を図る。</p> <p>○用途地域変更事業 〈事業内容〉 「緑の基本計画」を策定し、公園、緑地の在り方を再考する。 〈必要性・効果〉 快適な生活の基礎には、住みやすく緑に囲まれた美しい市街地機能が必要であるが、計画策定により公園、緑地の在り方を再考し整備を進めることで、生活環境の向上が図られる。</p> <p>○公営住宅補修事業 〈事業内容〉 公営住宅の老朽化による計画的な維持補修や駐車場整備を実施する。 〈必要性・効果〉 低所得層の世帯に対して低廉な家賃で賃貸し、生活水準の向上を図るため昭和 39 年から町営住宅の建設を開始し、現在では 7 団地 602 戸の町営住宅、8 団地 59 戸の借上住宅、1 団地 134 戸の改良住宅、計 16 団地 795 戸の公営住宅を管理している。 昭和 57 年から計画的に中層化建替に着手しているものの、既に老朽化が進んでいることから、適切な維持補修を行い、居住環境の改善を進める。併せて駐車場の整備など更なる住環境の向上を図り、快適で安全安心な住環境を提供するとともに、人口流出の防止や定住促進に努める。</p> <p>○消防職員安全装備品整備事業 〈事業内容〉 消防隊進入困難箇所での初動活動等をスムーズに行うため、安全装備品の整備を行う。 〈必要性・効果〉 異常気象により過去に例を見ない災害が各地で発生しているが、大雨、洪水、暴風雪等に起因する災害に対し、消防職員自身の安全の確保が必要であり、各種安全装備品の整備により円滑な災害活動の向上を図る。</p>	町	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>○消防団員装備品整備事業 〈事業内容〉 地域防災力の要である消防団員の装備品を整備する。 〈必要性・効果〉 各地で頻発する局地的な豪雨、豪雪、台風等が発生した際、地域防災力の要である消防団員の支援は不可欠であるが、災害現場においては、装備の充実が有効な活動に直結するため、災害活動時の消防団員自身の事故防止と安全管理の徹底を図るとともに、住民の安心、安全の確保を図る。</p> <p>○火葬場施設整備事業 〈事業内容〉 使用頻度が高く、損傷が著しい火葬炉耐火物及び付属設備棟の修繕、整備を行う。 〈必要性・効果〉 火葬業務に支障を来さないためには計画的な施設修繕、維持管理が必要であり、事業実施により円滑な業務運営と利用者の利便性の向上が図られる。</p> <p>○通信指令施設保守管理事業 〈事業内容〉 施設の一括保守及び構成機器の更新整備等を行う。 〈必要性・効果〉 システム化・デジタル化した通信指令施設は、119番通報の受付から災害集結まで一連の指令業務において高い機動力を発揮しているが、24時間休ませることなく稼働し続けなければならぬことから、経年による機能劣化が想定されるため、住民の生命と財産を守る重要施設として、構成機器の更新整備等を行うことで、地域力を高め、安心、安全なまちづくりが図られる。</p>	町	
4 高齢者等の保健福祉の向上及び増進	過疎地域自立促進特別事業	<p>○緊急通報電話機等設置事業 〈事業内容〉 高齢者世帯や障害者世帯に緊急通報装置(非常ボタン、リズムセンサー、煙センサー、ペンドントスイッチ)を更新整備する。 〈必要性・効果〉 高齢者世帯や重度身体障害者の家庭内の事故を未然に防ぐとともに、安否確認や孤独感などの解消を図るために、施設整備が必要となっている。 自宅電話を通じた通報装置の整備により、第</p>	町	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>一報が消防へ通報され、緊急時の迅速な対応が可能となるため、住民福祉の向上が図られる。</p> <p>○緑の苑移転改築補助事業 〈事業内容〉 特別養護老人ホーム「緑の苑」の移転改築に伴い併設した多床室の整備に要した費用の補助を行う。 〈必要性・効果〉 老朽化した施設の移転改築により入所者の住環境が整備されるため、入所者の生活の安定が図られる。</p> <p>○緑の苑ユニット型個室利用者に対する激変緩和補助事業 〈事業内容〉 移転改築前の多床室利用者が、移転改築後に個室利用となった場合に居住費上昇による急激な負担増加を緩和するため、補助を行う。 〈必要性・効果〉 居住費の急激な負担増加を理由に施設利用を断念することは避けなければならず、町内で安心して豊かな生活を送るため、緩和措置を行うことにより利用者の生活の安定が図られる。</p> <p>○緑の苑多床室運営費補助事業 〈事業内容〉 移転改築に伴い、低所得で特に生計が困難である者のため、併設した多床室に対する運営費の一部に対して補助を行う。 〈必要性・効果〉 所得の状況に関わらず安定した生活を送ることができる環境を整える必要があり、事業実施により、安定的なサービスの提供が図られる。</p> <p>○福祉ハイヤー利用助成事業 〈事業内容〉 身体に重度障害がある者及び子ども発達支援センターに通所している児童と保護者がハイヤーを利用する場合の費用の一部を助成する。 〈必要性・効果〉 誰もが生活しやすい環境を整備することが必要であり、事業実施により身体が不自由な者等についても、生活圏の拡大と福祉の増進が図られる。</p>	町	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>○通院等交通費助成事業 〈事業内容〉 身体、知的、精神障がい者、難病・特定疾患者に対して、通院交通費の助成を行う。</p> <p>〈必要性・効果〉 誰もが生活しやすい環境を整備することが必要であり、事業実施により定期的な通院が必要となる患者に対して効果的な療養、訓練を促し、また、通院費の負担を軽減することで、福祉の増進が図られる。</p> <p>○重度心身障害者医療費助成事業 〈事業内容〉 重度心身障害者に対して、医療費の一部を助成する。</p> <p>〈必要性・効果〉 安心した生活を送るためには、安定的な医療の提供が不可欠であるが、定期通院等、障がないのない者に比べて入通院機会の多い重度心身障害者の医療費の負担軽減措置を行うことで、保健福祉の増進が図られる。</p> <p>○ひとり親家庭等医療費助成事業 〈事業内容〉 高校卒業前の児童を養育する、ひとり親家庭に対して、医療費の一部を助成する。</p> <p>〈必要性・効果〉 安心した生活を送るためには、安定的な医療の提供が不可欠であるが、比較的低収入であるひとり親家庭における医療費の負担軽減措置を行うことで、保健福祉の増進が図られる。</p> <p>○乳幼児等医療費助成事業 〈事業内容〉 乳幼児等に対して、医療費の一部を助成する。</p> <p>〈必要性・効果〉 安心した生活を送るためには、安定的な医療の提供が不可欠であるが、入通院機会の多い乳幼児の医療費の負担軽減措置を行うことで、保健福祉の増進が図られる。</p> <p>○保健福祉総合センター維持管理事業 〈事業内容〉 施設の設備等の整備、維持補修等を行う。</p> <p>〈必要性・効果〉 住民ニーズの高まりにより利用者が増加傾向にある施設の設備の点検整備、維持補修等を適切に行することで、利用者の利便性の向上と福</p>	町 道 道 道 町	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>祉の充実が図られる。</p> <p>○児童福祉施設維持管理事業 〈事業内容〉 施設の設備等の整備、維持補修等を行う。 〈必要性・効果〉 施設の設備の点検整備、維持補修等を適切に行うことで、利用者の利便性の向上と児童福祉の充実が図られる。</p> <p>○民間保育所利用助成事業 〈事業内容〉 認可外保育施設を利用し保育に欠けると認められる3歳児未満の児童の保護者に対し、保育料の一部を助成する。 〈必要性・効果〉 夫婦共働きや母子家庭の増加により低年齢児の保育施設の需要が拡大しているが、町の保育施設では0歳児保育の未実施及び施設の受入人数にも制限があるため、希望者全員の受入は難しい状況にある。 民間の認可外保育施設で保育に欠けると認められる低年齢児の保育を実施することで、子育て環境の充実を図る。</p> <p>○高齢者福祉施設運営事業 〈事業内容〉 町内に居住する高齢者で、家に閉じこもりがちな方に対し、支援員を中心に日常生活動作訓練、趣味活動、レクリエーション等の活動を実施する。 〈必要性・効果〉 要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、レクリエーション等の交流の場を提供することで、介護予防の推進や健康増進・福祉の向上が期待されるため、事業推進が必要である。 町内に公衆浴場が無いため、老人憩いの家の浴室の無料開放により、低所得の高齢者世帯の生活向上にも効果が図られる。</p> <p>○障がい者福祉施設運営事業 〈事業内容〉 施設整備及び維持補修を行う。 〈必要性・効果〉 障がい者福祉団体が利用する施設の整備及び維持補修を行うことは障害福祉サービスの適正実施のために必要であり、その環境を整えることにより、保健福祉の増進と障がい者福祉の向上が図られる。</p>	町	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	過疎地域自立促進特別事業	<p>○固定医師確保対策事業 <事業内容> 関連大学などに対する医師派遣要請やインターネットによる医師募集により、固定医師確保を行う。 <必要性・効果> 近年の町立病院の医師不足により、診療科目が減少し、非常勤医師に依存している状況にあるが、救急医療や人工透析のニーズが高まるなか、医師の常勤化が急務である。 医師確保により、町内唯一の有床医療機関であり、救急告示病院である町立病院において安定的な医療の提供が可能となり、医療体制の充実と生活環境の向上が図られる。</p> <p>○救急告示公的病院等運営費補助事業 <事業内容> 救急搬送が必要な脳血管疾患者の医療体制確保のために救急告示病院に運営費の助成を行う。 <必要性・効果> 町内クリニックの閉院に伴い、救急告示病院における救急医療の安定的確保と後遺症の軽減という役割は更に大きくなっている。 圏域の中心的役割を担う当該病院の運営費を補助することにより、救急医療をより安定的なものとし、医療機能が充実するとともに、町民の健康と命を守り、地域医療の更なる充実が図られる。</p> <p>○医療従事者就業支援等補助事業 <事業内容> 町内の医療機関等に就職した医療従事者に対して、就業支援のため、補助を行う。 <必要性・効果> 医療従事者不足は深刻化している状況であり、不足解消は喫緊の課題である。住宅準備費用等、就業時に必要となる費用の負担軽減を行い、医療従事者の新規就業及び定着を促すことで、医療の安定的な確保が図られる。</p>	町	
6 教育の振興	過疎地域自立促進特別事業	<p>○地域集会室補修等整備事業 <事業内容> 町が所有している地域集会室の維持補修を通じた管理を行い、地域コミュニティ活動の推進を図る。 <必要性・効果> 地域のコミュニティ活動の中心施設である集会室は、様々な会合や行事に年間を通して利</p>	町	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>用されており、地域には欠かせない施設となっている。集会室の適正な維持管理と利用により、施設の長寿命化が図られ、継続的な地域コミュニティ活動の活性化が図られる。</p> <p>○私立幼稚園振興事業 〈事業内容〉 私立幼稚園及び保護者に対して補助を行う。 〈必要性・効果〉 幼稚園における幼児教育は、集団での共同生活や遊びを通じて生きる力の基礎を育むために重要なものである。私立幼稚園及び保護者の経済的負担を軽減することができ、私立幼稚園の教育の維持向上と、幼児教育の充実が図られる。</p> <p>○少人数学級推進事業 〈事業内容〉 35人学級実現のため期限付き教諭を配置する。 〈必要性・効果〉 義務教育課程で生きる力を身に付けさせることは社会的にも望まれていることである。少人数学級を編成し、一人ひとりの児童・生徒にきめ細かな指導を行うことで、児童の学習意欲・学習習慣等にかかる課題の改善が期待されるため、次世代を担う児童・生徒に対する教育環境の整備、地域力の底上げが図られる。</p> <p>○中学校臨時教員特別配置事業 〈事業内容〉 臨時教員の配置により、教科、生活指導の充実を図る。 〈必要性・効果〉 義務教育課程で生きる力を身に付けさせることは社会的にも望まれていることである。臨時教員を配置し、よりきめ細やかな教科指導を行うことで、生徒の学習意欲の向上が図られる。また、生活面においても指導の充実が図られるため、課題の発見、解決が期待でき、次世代を担う生徒に対する教育環境の整備、地域力の底上げが図られる。</p> <p>○陶芸釜更新事業 〈事業内容〉 陶芸釜の更新整備を行う。 〈必要性・効果〉 健康的に活力ある生活を送るために趣味を持ちサークル活動を行うことは重要である。陶</p>	町	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>芸能を適正に維持管理し、環境整備することにより、サークル活動を安定的に継続して行うことができ、生涯学習の充実が図られる。</p> <p>○屋内体育施設維持管理事業 〈事業内容〉 老朽化が進行している屋内体育施設の維持補修等を行う。 〈必要性・効果〉 スポーツに安全に親しむことができる環境を提供することは、健康的な生活を送るために重要である。屋内体育施設の補修を行うことで、施設の長寿命化やスポーツ環境の整備が図られ、利用者の利便性の向上、スポーツ振興が促進される。また、スポーツを通して健康増進となるほか、地域コミュニティの促進が図られる。さらには、避難場所に指定している施設でもあり、避難所としての機能の充実も図られる。</p> <p>○屋外体育施設維持管理事業 〈事業内容〉 老朽化が進行している屋外体育施設の維持補修等を行う。 〈必要性・効果〉 スポーツに安全に親しむことができる環境を提供することは、健康的な生活を送るために重要である。屋外体育施設の補修を行うことで、施設の長寿命化やスポーツ環境の整備が図られ、利用者の利便性の向上、スポーツ振興が促進される。また、スポーツを通して健康増進となるほか、地域コミュニティの促進が図られる。</p> <p>○図書館郷土資料デジタル化事業 〈事業内容〉 町の郷土資料である戦前の新聞等をデジタル化し、貴重資料の保管と利用促進を図る。 〈必要性・効果〉 町史を後生に引き継ぐことは町が継続的に発展していく上で重要なことであるが、保存期間が50年以上経過している町の貴重な郷土資料について、劣化が進行する前にデジタル化することで、継続的な保管、利用が図られる。</p> <p>○学校用備品、教材、学校教育関係施設等の整備・補修事業 〈事業内容〉 老朽化による小中学校の教育関係施設、設備、備品及び教材の整備・補修を行う。</p>	町	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>〈必要性・効果〉</p> <p>町内に設置している5つの小中学校の校舎及び屋内体育館等は、平均築年数が28年と、全ての施設で老朽化による安全面、機能面での不具合が大きな課題となっている。さらに備品及び教材も全面実施となった新学習指導要領に対応するための整備が急務となっている。</p> <p>これらの施設、設備、備品等を年次的、計画的に整備、補修し、次世代を担う子ども達のために、良好で安全な教育環境の維持と充実を図る。</p> <p>○スクールバス運行事業</p> <p>〈事業内容〉</p> <p>小中学校統合地域の児童生徒の登下校、校外学習の生徒輸送、社会教育事業、各種大会等の参加者送迎のためにスクールバスを運行する。</p> <p>〈必要性・効果〉</p> <p>統合地域の児童生徒が登下校を始め、校外学習や社会教育事業へ参加できる環境を整えることは、児童生徒の健全育成のために重要なことである。事業実施により、児童生徒に対して、きめ細かく柔軟な対応ができるため、各種行事への参加など公平な学習機会の提供ができ、学校生活の充実が図られる。</p> <p>○学校給食施設整備事業</p> <p>〈事業内容〉</p> <p>調理機器及び施設設備の経年使用による摩耗や什器類の破損等に係る補修を行う。</p> <p>〈必要性・効果〉</p> <p>児童生徒にとって安全で安心かつ栄養バランスがとれ、毎日を健康でいきいきと生活できるようにする学校給食は、心身ともに成長発達の途上にある児童生徒に重要なものとなっている。</p> <p>施設建設後 18 年が経過し、老朽化した施設整備を計画的に行うことでの、学校給食の充実を図り、「安心・安全で楽しい給食」を安定的に提供し、義務教育環境の充実を図ることができる。</p> <p>○教育推進事業</p> <p>〈事業内容〉</p> <p>まちづくりに参画する青少年、成人、親の学習機会を増やすことで、自主性、自発性の高揚を促し、地域活動への参画を図る。</p>	町	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>〈必要性・効果〉 活力あるまちづくりを推進していくにあたり、次世代を担う子どもの育成や住民が主体的に地域活動に参画することは重要なことである。現在、地域活動の中心的役割を担っている成人のほか、青少年、親等、活動の裾野を広げて学習の機会を設けることで地域力の向上が図られる。</p> <p>○図書館施設維持管理事業 〈事業内容〉 安心安全、快適に利活用されるよう適切な施設等の維持補修を行う。</p> <p>〈必要性・効果〉 町民の調査・研究・教養の向上及び憩いの場である図書館を適切に維持管理し、機能充実を図ることは生活環境の向上のために必要である。事業実施により、安心安全、快適な図書館運営ができることが期待でき、利用者の利便性向上や利用頻度の増大が期待でき、また、地域コミュニティの活性化も図られる。</p>	町	
7 地域文化の振興	過疎地域自立促進特別事業	<p>○博物館維持管理事業 〈事業内容〉 老朽化が進行している博物館の各種設備点検、維持補修を行う。</p> <p>〈必要性・効果〉 美幌の歴史・生活・自然などの展示や様々な分野の体験授業を通じた教育、学術文化の向上を図るため、老朽化した施設の補修が必要な状況にある。施設の維持補修を行うことで、更なる町民の教育及び学術の向上が期待される。また、災害時の避難所に指定されているため、施設整備により、避難所としての機能の充実を図ることができる。</p> <p>○芸術文化振興事業 〈事業内容〉 町民が芸術文化を鑑賞する機会を提供するため、鑑賞事業に対して補助を行う。</p> <p>〈必要性・効果〉 町民の文化振興事業への関心が高まっており、町民参加型のまちづくりを進めるうえで、心の育成に大きく資する取り組みが必要である。事業実施により、町民が生の芸術文化に触れる機会が増え、心に潤いとゆとりが生まれ、地域の活性化が図られる。</p>	町	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 集落の整備	過疎地域自立促進特別事業	<p>○生活バス路線運行事業 〈事業内容〉 混乗スクールバスとして運行している路線の空き時間を利用して、多目的バスとして町主催事業等に活用する。また、輸送人員の減少等により、運営が困難となっている路線バス事業者に対して補助を行い、バス路線の維持に努める。</p> <p>〈必要性・効果〉 町主催事業に使用する多目的バスと地域住民にとって不可欠なバス路線の確保は町民の安定的な生活環境を支えるうえで重要である。事業実施により、町主催事業への参加が容易になるほか、補助を行うことでバス路線の廃止又は縮小に歯止めをかけることができる。また、地域住民の足を確保することで住民の相互交流が促進され、住民主体のまちづくりの推進が図られる。</p>	町 ・その他	
9 その他の地域の自立促進に関し必要な事項	過疎地域自立促進特別事業	<p>○エネルギー有効活用事業 〈事業内容〉 太陽光発電モニターの実施や新エネルギー教室を開催し、新エネルギー啓蒙普及を行う。</p> <p>〈必要性・効果〉 再生可能エネルギーを活用することで、自然環境や生活環境への負荷を軽減する取り組みを、本町のみならず全国的に推進する必要がある。 地域新エネルギービジョンの改訂を行うとともに、本町の特性を活かしたエネルギーの普及促進を図り、新エネルギーの事業化を引き続き検討する。</p> <p>○木質ペレットストーブ普及宣伝事業 〈事業内容〉 木質ペレットストーブを購入する者に対して助成を行う。 (補助率 2/3 限度額 40 万円)</p> <p>〈必要性・効果〉 本町では、温室効果ガスの削減・吸収、炭素固定化による「低炭素な町づくり」を目指し、その取り組みのひとつとして木質ペレットストーブの普及を図っているが、一般の暖房器具に対し価格が高価であるという課題がある。 購入補助の制度を活用することにより一般暖房器具と同等の価格帯となることで普及が促進され、化石燃料の代替によるCO₂排出削減及び地域資源循環システムの構築が図られる。</p>	町	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>○防災対策事業 〈事業内容〉 災害発生時における避難所等支援体制の充実と、地域の防災力の向上を図るため、備蓄物資を購入する。 〈必要性・効果〉 災害時における避難所運営に必要な備蓄品の整備を、美幌町災害時備蓄計画に基づき平時からしていく必要がある。また、冬期における避難所運営で欠かすことが出来ない、非常用発電機や暖房器具、毛布等を各地域の避難所に備蓄整備することにより、住民の生命を守ることができる。 平成24年に実施した防災意識に関する町民アンケートによると、町民の災害への備えが低く備蓄の必要性が高いことから、非常用持出袋など家庭における必要最低限の防災用品を配布し、防災への意識を高めるとともに、各家庭における災害への対応力の向上を図る。また、町民の日頃の防災意識の向上が、不測の事態に際して被害を最小限に止める効果を期待できる。</p> <p>○公共施設等解体撤去事業 〈事業内容〉 老朽化した公共施設等の解体撤去を行う。 〈必要性・効果〉 町民の安心・安全が守られるためには、老朽化が著しい公共施設等を解体することは、重要である。 解体撤去にすることにより環境整備が図られ、地域の活性化に資するものである。</p>	町	